

(公開用 会議録と一部異なる部分があります。)
平成 29 年第 4 回設楽町議会定例会 (第 1 日) 会議録

平成 29 年 12 月 5 日午前 9 時 00 分、第 4 回設楽町議会定例会 (第 1 日) が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 加藤弘文 | 2 今泉吉人 | 3 河野 清 |
| 4 松下好延 | 5 金田文子 | 6 高森陽一郎 |
| | 8 土屋 浩 | 9 山口伸彦 |
| 10 田中邦利 | 11 金田敏行 | 12 伊藤 武 |

2 欠席議員は次のとおりである。

- 7 熊谷 勝

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	原田直幸	出納室長	金田伸也
企画ダム対策課長	澤田周蔵	津具総合支所長	佐々木一夫
生活課長	久保田美智雄	産業課長	鈴木浩典
保健福祉センター所長	氏原哲哉	建設課長	金田敬司
町民課長	佐々木輝	財政課長	大須賀宏明
教育課長	原田利一		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 伊藤 斉

5 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

1 田中邦利議員

- (1) 町長の 3 期目所信と政治姿勢について
- (2) 高齢者会議の再開と福祉移送サービスについて
- (3) 田口公共下水について

2 金田文子議員

- (1) 町長公約の実現について

主に「地域密着型の政策推進」は共生社会にベクトルが向いているのか質す。

(2) 副町長就任あいさつ「組織運営力を高める」「職員のリーダーシップ発揮」のための具体的改善事項について質す。

3 河野清議員

(1) 設楽町内「道の駅」及び関連施設の活性化に向け、施設内に共同風呂を考えないか。町長の意気込み、姿勢を問う。

4 加藤弘文議員

(1) 設楽町独自の給付型奨学金制度の創設について

(2) 町内出身者の同窓会への補助金制度の創設について

5 金田敏行議員

(1) 所信説明の町民の意見を取り入れた地域密着型の政策について

(2) 学校給食費の無料化について

6 高森陽一郎議員

(1) 歴史民俗資料館の展示、運営と将来的展望について

日程第6 報告第8号

専決処分の報告について

日程第7 議案第54号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第8 議案第55号

財産の処分について

日程第9 議案第56号

財産の処分について

日程第10 議案第57号

東三河広域連合規約の変更について

日程第11 議案第58号

北設広域事務組合理規約の変更について

日程第12 議案第59号

設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第60号

設楽町税条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第61号

設楽町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第62号

平成29年度設楽町一般会計補正予算（第7号）

日程第16 議案第63号

平成29年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第17 議案第64号

平成29年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

会 議 録

開会 午前9時01分

議長 みなさん、おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。本日熊谷議員は病気のため欠席届が出ておりましたので、これを受理いたしました。平成29年第4回設楽町議会定例会（第1日）を開会します。

これから本日の会議を開きます。本定例会の議会運営並びに本日の議事日程を、議会運営副委員長より報告願います。

10 田中 本日はただいま御案内のように議会運営委員長が欠席でありますので、僭越ながら私のほうから議会運営委員会の報告をさせていただきます。平成29年第4回定例会第1日の運営については、11月30日に議会運営委員会を開催し、審査しましたので、その結果を報告します。日程第1、日程第2は、従来どおりであります。日程第3、諸般の報告は、議長より、例月出納検査結果、議員派遣の報告、陳情書の取り扱いについての報告があります。日程第4、行政報告は、町長より報告があります。日程第5、一般質問は、本日6名が一般質問を行います。質問は受付順で、質問時間は答弁を含めて50分以内でお願いをします。本日提案されている案件は、町長提出12件です。日程第6、報告第8号から順次1件ごとに上程しますが、日程第8、議案第55号と日程第9、議案第56号、日程第15、議案第62号から、日程第17、議案第64号までの議案は、一括上程としますので、よろしく願いをいたします。以上です。

議長 ただいま、議会運営副委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いをいたします。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題とします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番土屋浩君、9番山口伸彦君を指名します。

議長 日程第2「会期の決定について」を、議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日12月5日から12月19日までの15日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。会期は、15日間と決定しました。

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。議長として、例月出納検査、議員派遣、陳情書等の取り扱いについての報告をします。

始めに監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査

の結果について、平成 29 年度の 10 月分の結果報告が出ております。事務局で保管をしていますので、必要な方は閲覧をお願いします。

次に、議員派遣について、会議規則第 129 条第 1 項のただし書きの規定により、議員派遣を別紙のとおり報告いたします。

次に、陳情等の取扱いについて、お手元の議事日程にとじ込みで配付してありますとおり、陳情書 4 件を受理しております。議会運営委員会にお諮りした結果、陳情の受理番号 7 は文教厚生委員会付託、受理番号 8、9 及び 10 は議長預かりと決定しました。これで諸般の報告を終わります。

議長 日程第 4 「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 みなさん、おはようございます。豊かな彩りを醸し出す紅葉シーズンが終わり、師走に入ってから比較的穏やかな日々が続いていましたが、明日から本格的に冷え込みが厳しくなるとの予報も出されておるところであり、また風邪ですとかインフルエンザ等の体調管理には十分留意をしたいというふうにも思います。

さて、本日は 12 月議会定例会の開会にあたりまして、議員全員のと申し上げたいところですが、熊谷議員の病気欠席ということで、お見舞いを申し上げたいと思います。また、それ以外の皆様方には、こうして御多忙のなか、御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは行政報告をさせていただきます。最初は、当初予算編成についてであります。平成 30 年度当初予算編成につきましては、現在、財政課において各課からの予算要求内容の査定が終了いたしました。現在、副町長査定に向け、各課の再要求をとりまとめている段階であります。予算規模は、歴史民俗資料館、道の駅清嶺、新火葬場、杉平南住宅の建設や田口地区公共下水道整備などの大型事業を予定していることから、平成 29 年度と比較して、かなりの増額となる見込みでございます。一方、町の主な収入源であります普通交付税については、合併特例の終了や、また算定方法の変更などによりまして、段階的に交付額が減少することが見込まれます。こうしたことから、歳入予定額を的確に把握をし、複雑かつ多様化する行政課題に対応するため、「選択と集中」をよりいっそう重視して、最小の経費で最大の効果をあげるべく予算編成に取り組んでまいります。

次に、市町村対抗の万博駅伝についてであります。12 月 2 日土曜日に開催がされました、第 12 回市町村対抗「愛知万博駅伝」につきましては、当日穏やかな天候に恵まれ、一時はスタート以降町村の部で 6 位で襷を渡すなど、大変健闘をしているところでありました。ところが、選手の故障というアクシデントに見舞われ、途中棄権という大変残念な結果になってしまいましたが、選手の皆さん方は、設楽町の代表として誇りを胸に、最後まで全力でがんばってくださいました。本当に心より感謝したいと思います。

次に、「道の駅清嶺」仮称ではございますが、これについてであります。道の駅清嶺につきましては、11月20日の議会全員協議会で報告をさせていただきましたが、その後の状況につきましては、まず11月20日の夜に田峯農村環境改善センターで、また翌日の夜に清嶺小学校講堂で、それぞれ住民の方々への説明会を開催をし、最終的な設計内容の説明と運営組織の立ち上げについて、意見交換と協力依頼を行ったところでございます。道の駅清嶺の設計の取りまとめと運営組織の立ち上げに関しましては、地元の若手有志の方々が、自分たちの時間を割いて先例地の視察を行うなど、大変活発な活動をしながら主体的に進めていただいております。議員の各位におかれましても、地元有志のこのすばらしい活動に理解をしていただくとともに、運営組織への立ち上げに積極的な御協力をお願いをしたいとも思っているところでございます。

最後に田口地区公共下水道事業についてであります。現在、「田口地区公共下水道事業説明会」を11月20日の本町区を皮切りに、12月7日の太田口区まで、計8回の説明会を実施している最中でございます。説明会では、今年度から始まっている終末処理場や管渠工事の内容、各地区の施工予定時期、管渠工事による通行止め、宅内の排水工事、下水道使用開始までの流れ、各種助成制度などの説明を行っているところでございます。こうした説明会を実施することにより、住民の皆さん方の下水道事業への理解がいっそう深まり、事業が円滑に進むのではないかというふうにも思っているところでございます。以上、近況について報告をさせていただきました。

本日は6名の議員によります一般質問に続き、専決処分の報告1件、人事案件1件、財産処分2件、条例や規約の一部改正5件、一般会計・特別会計の補正予算3件、合計12件を上程させていただきました。本会議及び委員会において慎重審議のうえ、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、最終日に人事院勧告に伴います給与と勤勉手当の引き上げの条例の一部改正2件、一般会計・特別会計の補正予算5件を追加上程をさせていただき予定としておりますので、よろしく願いをいたします。以上、議会定例会開会に先立ちまして、行政報告とさせていただきます。

議長 「行政報告」は終わりました。

議長 日程第5「一般質問」を、行います。質問は、受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内です。始めに、10番田中邦利君の質問を許します。

10 田中 思いがけず最初の質問者になりましたが、よろしく願いをします。通告に基づき質問をします。質問事項は3点であります。まず町長の3期目の所信についてお尋ねをします。町長は先の町長選挙で当選されて3期目の町政を担当することになりました。3期目の横山町政はどういう道を進むのでしょうか。町長選挙後の臨時議会では、3期目の所信を述べられました。かいつまんで言えば、

移住定住対策の推進、総合戦略の実現、水源地域整備事業の実施などでありますが、通り一遍の簡略なものに終わっています。その結果、所信表明というものにあるであろう、ひしひしと伝わってくるような意欲というものが感じられませんでした。町長は、横山光明の名前のように、設楽町に光明をもたらす存在でありたいと言ったことがあります。3期目のスタートにあたっての所信表明に、町民に対してどこに光明を見出せと言うのでしょうか。なるほどと頷かせるようなアピールするものはありません。所信であげた課題のどこをどう攻めて、町民の期待に答えようとしているのか、明確に打ち出していきたい。今後の町政にみんなが希望を持てるように、わかりやすく納得のいく答弁を求めるものであります。

理解できないのは、所信において町民の暮らし、福祉の向上・増進についての言及がなかったことです。住民の暮らし、福祉の向上は地方公共団体の本来の目的です。今アベノミクスで大企業は空前の利益を上げているものの、働く者の賃金は上がり、引き続く不況の中で中小商工業者は営業不振に陥り、医療と介護では連続的な制度改革と限界を超える負担増があり、年金は引き下げられるなど、生活苦、格差と貧困が広がっています。苦しい生活を送る町民の思いによりそうなら、暮らし、福祉の向上は素通りできない課題のはずです。自治法でも明らかのように、これらは自治体の責務であり、行政が正面から取り組むべき課題ではないでしょうか。この点で、介護、国保保険料の軽減、介護施設待機者の解消、地域医療ビジョンにおける療床削減、高齢者・障害者の移動支援など、介護、医療、福祉の課題は山のようにたくさん存在しています。町民の暮らし、福祉の課題を、3期目の町政でどのように位置づけるのか、お答えください。

ダム問題では、水源地域整備事業などの着実な実施を強調しました。それは町長の立場であります。一方でダムに反対の意見、とりわけ地盤・地質問題などの意見にも耳を傾けるべきではないでしょうか。ダムサイト及び周辺の地質地盤の悪いことは、ますますはっきりしてきました。平成20年度設楽ダム地質総合解析業務報告書で指摘されていたダム湖左岸、田口よりのほうですが、田尻地区の地滑り近い塊は、平成28年度設楽ダム周辺地質調査業務報告書でも報告されています。その広がり、およそ300メートル×200メートル、厚さ40から50メートルに及ぶ巨大な岩盤滑りであることが読み取れるといい、調査が進むにしたがって深刻さがはっきりしてきたと言われています。そういう知見が出ています。町政担当が長期になればなるほど、独りよがりの誤りが出がちです。賢い為政者は少数意見、反対意見に常に耳を傾けます。町民の安全、安心に責任を負う町長は、少数意見と思っても、反対意見であっても、目をつむることなく、謙虚に対応する必要があるのではないのでしょうか。町長の見解を求めます。

次に、高齢者まちづくり会議ならびに福祉移送サービスについて質問します。御案内のように、65歳以上の人口が現在3,000万人を超えて、国民の約4人に1人の割合にのぼっていますが、2042年の約3,900万人でピークを迎えて、その後

も 75 歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されることから、厚生労働省が団塊世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、地域包括ケアシステムの体制の構築を推進しています。設楽町においても、地域の実情に応じて高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を目指し、設楽版地域包括ケアシステムの構築を目指してきました。当初その具体的な課題として、地域包括支援センターを社協から町の直営事業に移すこと。移送サービスの要件の拡充と利用者負担を導入すること。地域介護予防活動補助金を拡充すること。他職種、町施策への住民参画を促すための会議を設置することなどが掲げられました。この中で、住民、介護、医療事業者及び行政が対等な立場で、それぞれの役割を担いながら協働して行う地域づくりを推進するため、設楽町高齢者まちづくり会議が結成されました。その所掌事務は、「1 高齢者福祉計画の策定及び進捗管理に関すること」「2 高齢者相談センターの設置及び運営に関すること」「3 地域包括ケアシステムの構築に関すること」などでした。住み慣れた地域で、安心して暮らしたいということは、多くの高齢者の方々の願いであります。少子高齢化が今後ますます進展する中で、介護が必要になる高齢者が増加し、需用もそれに合わせて増えることが予測されます。高齢者などの皆さんから聞くと、「自宅で介護サービスなどを利用して暮らしたい」「24 時間必要に応じてヘルパーや看護師が来てくれるといい」などの要望が聞かれます。特養ホームに入居を希望する人が希望どおりに入居でき、在宅での生活を希望する人は、ヘルパーさんを利用して自宅で生活を送ることができる。これが地域包括ケアシステムの理想的な形だと思います。しかし現実には特養待機者がなかなか解消しない。在宅介護でも結局家族介護に頼らざるを得ない現状といわれています。高齢者福祉計画や高齢者相談センターは、東三河広域連合に移管されますが、地域包括ケアシステムの構築を目的にする高齢者まちづくり会議の役割はますます重要になっています。地域ニーズや現場の意見、提案を直接町へ提示に政策提言できるよう、他職種、住民参画による会合の場が必要になっています。しかし高齢者まちづくり会議は昨年開催を最後に開催されていません。年 3、4 回程度開催するとしていましたが、開店休業の状態になっています。これで高齢者の住み慣れた地域で安心して暮らしたいという願いに応えることができるでしょうか。高齢者まちづくり会議が、どうしてこのような状態になっているのか。その原因、要員は何かを問うとともに、副町長が座長である町としての責任はないのか。教えていただきたいと思えます。

その上で、さまざまな住民ニーズや課題に対処するため、早期に高齢者まちづくり会議を再開すべきだと考えますが、町の考えはどうでしょうか。お尋ねします。

設楽版地域包括ケアシステム構築の主要課題でもあった高齢者の移動支援についてお聞きします。現行の福祉移送サービスは、特に遠方利用の場合、大きな負担になっています。まず新制度移行による利用者数や町からの補助金支出の増

減についてお聞きします。その上で「1 距離に応じた負担の軽減。提言を検討する考えはないか」「2 要介護、要支援認定者以外の高齢者にも利用の枠を広げる考えはないか」たとえば一人暮らし、夫婦のみ老人世帯にも広げる考えはないかお尋ねをします。

最後に、田口公共下水について質問します。去る 11 月 20 日から 11 月 30 日まで、本町区、萩平区、田口、小松区の 7 会場で公共下水道工事説明会が開かれました。そしてその説明会では、先ほど町長が報告したとおりの内容で行われました。町のほうから説明し、そののち地区住民の方々の意見や要望を聞いたところでもあります。で、大田口地区については 6 日、7 日で予定されているようであります。田口公共下水道の下水処理施設の造成工事がすでに着手され、幹線整備事業は本年度から一部始まり、来年度から本格的な工事になり、平成 33 年、元号が変わっていると思いますが、その 33 年に一部供用開始が予定されています。また公共枡設置の確認作業も始まって、地区住民にとっていよいよ具体的な話になり、各家庭がどう対応するか、差し迫った問題になってきました。他方、公共枡設置意向調査では、84 パーセントが公共枡設置を希望していますが、15 パーセントが希望せず、回答しなかった方も 20 パーセントおられました。これらの世帯が利用しやすい、加入しやすい下水道事業になるよう、町当局に努力を要請するものであります。そこで、1 説明会のまとめ、および、計画に対する住民の受け止めはどうだったか。出された意見、要望はどのようなものがあつたか、中間的な報告になると思いますが、説明を求めます。あわせて次のことをお尋ねします。1 加入促進のため、加入分担金軽減、宅内排水設備助成、これは公共枡から集合枡及び集合枡から家庭家屋側の他に、積立奨励、貸出資金創設、減免制度などさらなる促進・助成策を検討する用意はあるか。2 過去に答弁している積立奨励、加入分担金の分割納付はいつまでに具体化するのか。3 宅内排水設備にはたくさんの費用がかかる例があることが判明しています。10 万円を上限とする補助があるとしても、自分の場合どうなるのか。くみ取りから水洗にした場合の費用は。など不明、不安な点があり、それを解消するため事前算定、概算になるかと思いますが、を無料でできる支援体制を考える必要があると思いますがいかがでしょうか。以上、第 1 回目の質問といたします。

町長 それでは田中議員の質問にお答えをさせていただきます。私からは、町長の 3 期目の所信と政治姿勢についてを申し述べさせていただきます。

私は今まで 2 期 8 年間、多くの方々の御支援をいただきながら、町にとって重要な各種政策を始め、公約で掲げた課題を成し遂げながら、設楽町町政の舵取り役を務めさせていただき、町民の皆さんと共にこれに取り組んでまいったところでもございます。そして今回、あらためて設楽町のさらなる発展に向かって、引き続き町長としての責務を果たすために、明日の設楽が光り輝く町となるを目指して、これに取り組むために、新たに策定をした第 2 次総合計画をもとに、まちに活気、まちに愛着、まちに自信を実現するため、これを進めてまいります。そ

して具体的な政策として、まず1つ目は「人」これは協働ということであります。そして「地域づくり」さらに「人材育成」であります。設楽町は少子高齢化と人口減少が進み、厳しい状況が続く中で、あらためて地域の人たちが主導をし、共に語り合い、そしてそれぞれの役割で協働で行う移住定住に向けて取り組みを進めているところでもあり、またこうしたこととあわせて、今後小規模の多機能自治組織づくり、これを実現に向けて取り組んでまいりたいと思っております。これがやはり地域の力、そして将来の設楽町においては、やはり住民の力がなくしては、町の継続というのは成し遂げれないというふうにも思っているところでもありまして、我々行政と共に、住民の人たちと一緒にこれからのまちづくりに取り組んでいけるよう、そういう場所、そういう環境づくりに取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

2点目でありますけれども、自然と地域資源を生かした森林資源活用と産業興しへの取り組みと、また新たなまちの創造に向けて、まちをつくる、そうしたことに向けての整備に取り組みます。その一環として、設楽町の最大課題であります設楽ダム建設に伴う水源地域整備計画を推進すること。これによって多岐にわたって、多方面にわたって、将来のまちの活力、活性化に結びつけていく、そうしたことへの基本的なこの計画になっているということも思っているところでもありまして、特にそうしたなかでひとつにはダム水源地域から発生する未利用木材の有効活用方法の取り組みですとか、また産業全般への企業操業を支援することへの、こうした制度を作ってまいりたいと考えております。そしてさらに、3つ目として、安心して暮らせるまちづくりであります。現在まで改良整備が遅れています毎日の生活で欠かすことのできない町内にあります国道の3路線、そして県道5路線、町道・林道12路線の整備促進ですとか、そして町民生活にとって必要不可欠な上下水道、そして公営住宅等、そうしたものとあわせて老朽化が進んでいる火葬場等の、こうしたものへの住環境整備を確実に進めていくこと。そしてまちの活力を高めるために、新たに興すまちの姿。そして産業興しにも繋がっていくための政策として、そのためのひとつの大きな視点として捉えるのが、ダム湖の周辺整備。ここを今までになかった新たな観光資源としても有効活用を図って、多くの人たちにこの町へ足を運んでいただける、こうした賑わいのある環境また場所を作っていく必要があるというふうに考えております。その一歩として、清崎地区へ観光の拠点となる道の駅、そして郷土資料館とともに整備していくこと。そしてまたこの道の駅の運用にあたっては、民間の方たちによる運営組織を立ち上げていただいて、こうした住民の力によって、事業興しを展開していただく。そして雇用の場所にもつなげていっていただく。そうしたことを期待をしているところでもございます。そして近い将来には、将来、町の中央部に出現する設楽ダム湖と、その周辺を利用して多くのイベント会場として、これを利用していく。そしてまた奥三河地域にある既存の道の駅をめぐる奥三河地場産物の提供施設巡り、たとえばそうしたものをコースとして取り上げ、こうしたも

のへの充実を図りながら、地域全体を観光資源につなげるゾーンとして、こうしたものを位置づけてまいりたいというふうにも思っております。

さらに2点目の質問であります、医療、介護、福祉についてでございます。御承知のように設楽町の高齢化率は48パーセント強と、非常に高い高齢化時代を迎えております。こうした状況下の中であって、本町ではますます高齢者対策が重要となってきたところでもありまして、このことへの行政対応は非常に重要な課題となっているところでもあります。こうした中で日々生活を続ける上で、高齢者やまた弱者、交通手段に不安をきたす方たちへの、たとえば買い物ですとか、病院等への足の確保、充実を図るための、こうした交通ネットワークを維持・継続をしていくこと。そして医療費ですとか、国保運営等、こうした費用のかさむ、町としても本当に大きなウェイトを期す、こうした課題についても、今後この運営状況を見定めていく中で、適材的に、これに対応してまいる考えであります。その他、また子どもを育てていくための支援としての一環として、たとえば保育園の延長保育時間の拡大を図ること。そして若いお母さん方が働きやすい環境の場を確保していく。こうして手助けにもつながっていく施策を進めてまいるところでもございます。そして行政を進めるうえで最も基本となる町民の皆さん方の思いですとか、希望に応えるための対話を重視し、こうした場を設け、そして住民参加型のまちづくりを進めることを、これに重視をし、地域ごとでの意見等をお聞きする。そしてこれを町政に反映することに、今まで以上に意識を高めて、これを実践してまいる所存であります。こうしてこれからも町民の皆さん方が安心して幸せに暮らし続けていけるよう、町政3期目にむけて新たな気持ちでがんばってまいりたいと考えているところでもございまして、町民の皆さん方とともに、設楽町のため力を傾注してまいりたいと考えているところでもあります。

そして3点目のダムの地盤・地質の問題につきましては、企業者である設楽ダム工事事務所が、こうした不安を取り除いて、そして一つひとつ解決につなげ、そして住民の皆さん方が納得のいく状況をきちっと整理をし、説明をしていくことが肝要であって、そしてその安全の上に立って、こうした事業を進めることが当然のことであるというふうにも思っております。また仮にそうしたことが心配の向きがあるとするなら、今も申し上げましたように、当然企業者の責任において、完全なものとして対処することであるというふうにも思っております。決して私もこうした不安に対して耳を傾けないなどということは考えてはおりませんし、皆さんと同じ不安を持つのであれば、当然のことながら、これを解決に向けてきちっと説明を求めてまいり、そしてそうしたことを裏付けにして、こうした事業を進めるべきだというふうにも考えているところでもあります。こうして、本当に心配をするということが、いつまでも消え去らないということであれば、やはりここは企業者の責任においてこれをきちっと解決し、説明をしていただいくことが基本であるというふうにも考えております。私からは以上であります。

2 番目の高齢者会議の再開、福祉移送サービス。また公共下水道等については、それぞれ担当課長から答弁をさせていただきます。

町民課長 では、高齢者会議の再開と福祉移送サービスについてお答えいたします。高齢者会議が開かれない原因と責任はどこにあるか。また早期に再開すべきと思うがどうか。という御質問についてお答えします。高齢者まちづくり会議は、高齢者福祉計画の課題について検討をお願いしていますが、移送サービスの状況を報告させていただき、御意見をいただいて以降は、今後の検討課題についての検討案の作成が遅れておりましたして開催をしておりません。原因は、検討課題に対する検討案の作成が遅れているためです。またその責任は、高齢者施策を管轄する私にあります。今年度は、高齢者福祉計画を策定しますので、高齢者まちづくり会議を開催して、現在の計画の進捗状況を報告し、計画策定について御意見を伺う予定です。

次に、福祉移送サービスの負担軽減と要介護認定者以外の高齢者へ枠を広げる考えはないかでの御質問についてお答えします。町は、福祉移送有償運送を行っており、利用できる方は、介護の必要な方、障害のある方で会員登録をしている方です。運行は、シルバー人材センターが行っています。また、福祉有償運送と同じ利用料で町内のタクシーも利用することができます。福祉移送サービスは、料金が高いという声も伺っていますが、福祉有償運送の対価の設定の考え方であるタクシー運賃の概ね2分の1の水準の料金設定となっており、公共交通活性化協議会で承認を得ており、当面は改正する予定はありません。また、福祉有償運送の旅客の範囲は、身体障害者、要介護認定者、要支援認定者、その他の障害者で、名簿に登載されていることとなっており、これについても公共交通活性化協議会の承認を受けているものです。そのため福祉有償運送では、障害者、要介護認定者等でない方が利用できるようにすることはできません。しかし、町では豊鉄バス田口新城線回数券購入費補助を10月から始めましたので、路線バス維持のためにも回数券を使用して路線バスを利用していただけだと思います。以上です。

生活課長 田口公共下水についての第1点目についてお答えします。今回の田口地区公共下水道事業工事説明会の開催については、10月31日に関係の5区長さんと日程、開催内容等を相談し、説明会の計画をしました。11月20日の本町区第1回目を皮切りに、12月7日の大田口区第2回目まで、行政区ごとに訪問させていただき、区民の多い区によりましては、説明を聞きやすいように複数回にわたる配慮を行いまして、合計8回の説明会を計画し、現在実施しております。昨日までに本町区2回、萩平区1回、小松区1回、栄町区2回の6回の説明会を行っております。大田口区につきましては、明日と明後日の両日で開催をする予定をしております。

今回の説明内容は、本格的に来年度より工事着手する下水道の管渠及び処理場の工事内容について、管渠工事はこれから6年から7年かかりますので、各路線

の施行予定時期、管渠工事の仕方、県代行の工事範囲、工事に伴う通行止めなどについてと、宅内側の排水工事の関係する下水道使用開始までの流れ、手続きなどの説明と、各種助成制度について。そして下水道工事と並行して行う田口地区の簡易水道施設の更新工事についてを説明しております。現在までの出席状況は、行政区により異なりますが、約4割から5割強の方が出席されております。また、現在までの説明会での意見や要望内容につきましては、一番関心が強く、意見の多かったことは、やはり個人に関わる宅内排水工事に関わることと、使用料、分担金についてでした。具体的な意見につきましては、使用料につきましては、「使用開始時の使用料金がどれくらいになるのか」「将来に使用料が値上がりすることはないのか」などでした。分担金につきましては、「分担金を徴収する法的根拠は何か」「加入分担金はいくら支払えばよいのか」「いつ払えばよいのか」「分納は可能か」などでした。宅内排水工事については、「公共枡はどこに設置してもよいのか」「既設の浄化槽はどう処理、処分すればよいのか」「既設の排水管は利用することは可能か」「公共枡は各家1個か」「合併浄化槽でしばらく汚水処理していきたいのだけれども、公共枡はその場合は設置しなくてもいいのか」などでした。各種助成制度につきましては、「公共枡から集合枡までの補助を受けられる期間はいつまでか」「合併浄化槽の撤去も助成の対象となるのか」「助成期間の延長は考えられないのか」などでした。工事内容や計画に対しては、「工事中に通行規制がかかりますが、急きょ葬式等が発生したときは通行を調整してくれるのか」「使用開始が平成33年4月だが、田口地区全てが同時期に下水道を使えるわけではないのか」「まだ今後も測量等調査を行うのか」「将来の維持管理の試算は行っているのか」「下水道処理区域外の対応はどうなっているのか」「空き家の方に対する対応はどうするのか」などでした。その他の意見として、「田口地区の住民の意向結果はどうだったのか」「少数の反対意見は無視されるのか」「特定事業所の申請や届出はどこに提出すればよいのか」「事業所からの全ての排水が下水道に流さない場合の対処方法はどうすればいいのか」「どうしても下水道施設に接続できない低所得者、高齢者等で経済的に厳しい方に対しての免除規定等の検討は行うのか」などでした。

いろいろな意見を受けましたが、全体的な印象としては、平成27年度に行った意向調査の結果が、下水道事業に賛同していただいている世帯が多かったように、事業実施についての否定的な意見はあまりありませんでした。しかし事業実施には賛同はしているものの、宅内排水工事の進め方など、まだまだはっきりわからないこともあり、不安なこともあると思いますので、今後も相談を受けられやすいような体制づくりと、また相談に丁寧に対応することに心掛けるとともに、それぞれの地区の供用開始までには3年から5年まだありますので、今後も地区説明会は毎年継続して実施して、相談や意見等を受け入れられるよう、住民の不安な点、不安解消に努めていきたいと考えております。また、今回の説明会でいただいた意見なども参考にさせていただき、供用開始までに整理する公共下水道

に関するいくつかの条例等の整備に取り組んでまいります。当然、議会にもお諮りし整備していきますので、よろしくお願いいたします。

2点目についてお答えいたします。現在行っている地区説明会では、各種助成制度について今まで議会でも説明させてきた内容について、あらためて説明しております。供用開始を告示された地区の方は、津具や名倉地区の農業集落排水事業同様に、加入促進の目的で供用開始から3年以内に下水道管に接続していただくことを条件に、公共枡から集合枡までの工事費は全額町が負担すること、さらに集合枡から宅内側の排水側の工事につきましても、助成期間は同様に加入促進の目的でありますので、供用開始から3年以内の条件はつきませんが、10万円を上限に助成することを説明しております。加入分担金につきましては、支払金額は一律20万円、そのときのプラス消費税ということですが、この金額には田口財産区より一部助成されることを説明しております。

今回議員御指摘のさらなる助成制度についてですが、まず積立奨励は、過去に津具村の時代に農業集落排水事業を進めるときに、農協と郵便局で自分の口座から毎月5千円を個人定期などに積み立てて、当時の分担金30万円を12か月の毎月5年間で30万円を積み立てていたことがあります。しかし現在では自分の口座から毎月定期に積み立てることは各金融機関でできますので、供用開始までにはまだ少し時間がありますので、個人的に少しでも積み立てていただき、接続工事の費用の準備をしていただくようお願いしていきたく思っております。

2つ目の貸付資金につきましては、宅内排水工事の費用を一度に全額負担することは困難な方のために、指定金融機関が改造資金の融資斡旋として創設していますが、近隣では新城市や豊田市が創設しております。融資斡旋の住民のメリットは、利子について行政側が負担していることです。新城市の場合は、貸付金はとりあえず個人に返済していただき、償還完了後、個人より利子補給分の申請をしていただいて、市より利子分を受け取っているという流れだそうです。貸付けにあたっては当然ですが、金融機関の審査がありまして、連帯保証人も含め償還能力等の審査がされるようであります。

なお、現在の金融事情では、仮に町が利子補給しても利子が少なく、住民にはあまり大きな助成とはならないことと、設楽町の指定金融機関の内、三菱東京UFJ銀行とゆうちょ銀行に確認したところ、現在はこうした斡旋融資は積極的には行っていないというようであります。三菱東京UFJ銀行においては、愛知県内では今こういったものを継続しているのは、愛知県内で1市のみだそうです。愛知東農協につきましては、新城市に協力しているようですが、利用している方は少ないようで、新城市内で利用している方は2軒だそうです。豊田信用金庫と豊川信用金庫とは現在調査中であります。したがって設楽町の方角性としましては、今後田口地区住民の意向、要望が強ければ、議会の皆様にお諮りして、もしお認めいただければ、愛知東農協などと調整をして、こうした斡旋融資の創設に整理していこうと思っております。加入分担金、使用料の徴収

方法につきましては、生活保護世帯等いろいろな生活事情の方がおみえになりますので、減免、猶予、分割納付等についても、供用開始までに整備する公共下水道の条例等を整備する中で、検討を進めていきたいと思っております。

最後に、宅内排水設備工事費の見積もりの無料化については、既存の名倉・津具地区の農業集落排水事業を進める段階においても、宅内排水設備の費用がいくらになるか心配でどうしたらいいのか、見積もり方法について説明会等で意見を受けてきたことがあります。当時は見積もり費用は無料で対応していただくように、町から指定工事店にお願いしてまいりました。田口地区につきましては、農業集落排水事業ではなくて公共下水道事業ですので、農業集落排水事業の指定工事店とは、宅内排水工事を受けられる指定工事店が一緒でないと予想されますけれども、今後決定する公共下水道の指定工事店には農業集落排水同様に無料で快く見積もっていただくように、町から指定工事店に指定する際にお願いしていくように考えております。ただし、宅内排水工事に伴う見積もりに限らせていただいて、当工事に伴ってついでに住宅のリフォーム等を行うということになれば、そういったものについては有料となることがあると思われまます。

管渠工事が施されて、下水道施設に接続すれば、下水道が利用できる状態になりましたら、供用開始の告示を行って地域の方に使用できるようになりましたよということをお知らせしますが、いずれにしてもこの供用開始後にかかることばかりですが、下水道工事の進捗に伴い個人に関係することは、平成 33 年 4 月 1 日の一部供用開始より少しでも早い時期にいろいろなことを住民の方に照会、説明できるように調整、努力していきたいと思っております。以上です。

10 田中 時間が来ておりますので、簡単に再質問させていただきますが、まず町長に対する質問はありません。これは、御回答はこれということではなくて、総合的に一生懸命やるんだというように私は受け止めまして、ちょっとパンチがないなというように思いました。感想だけ述べておきます。

それから下水道につきましては、鋭意努力して勉強していただいて、なるだけ住民の方の要望に添っていただきたいというふうに思います。

で、高齢者会議と福祉移送サービスについて質問させていただきますが、検討案がなかなかできないので閉店休業になっているということでありましたけれども、いつまでに再開をするめどをお示しいただきたいというふうに思います。それ1つ。

2つ目にですね、移動支援ですが、新制度になってからの利用者数と町からの補助金の増減ですね、これについてはお答えがなかったように思いますので、あらためて質問をしたいと思います。

それから3点目ですが、今の料金体系を変える考えはないということでもありますけれども、過去の制度を振り返りますと、500円でどこでも行けたということから考えますとね、受益者にとっては大変大きな負担増になっておるわけです。で、これは高齢者としてはたまったもんじゃないということでありまして、

本当に高齢者いじめのような、そういうことになっているので、早く解決したいと思いますが、これは高齢者いじめじゃないですか。と思いませんかということをお答えいただきたい。

それから4つ目ですが、介護認定あるいは要支援認定を受けていないとこれは利用できないということでありましてけれども、そこをですね、もう少し、要するに実情に応じて臨機応変にできないかなという例が出てきた場合にですね、町長が特別に認めるというような特例を、制度を設けることはできないか。以上を質問をしましてお答えいただいて、私の質問を終わります。

町民課長 お答えいたします。まず高齢者会議の再開についてでございます。先ほども申し上げましたが、今年度高齢者福祉計画を策定いたします。したがってその段階でみなさまに今の計画の進捗状況、今後作りたい計画、それとこの検討課題について、このものを計画でどのように考えるかというところをお諮りしてまいります。ですので、再開につきましては今年度中ですが、12月、1月、そのあたりを再開時期と考えております。

次に利用の状況でございますけれども、27年と28年は、27年が10か月の運行、28年が12か月ということで、運行月数が同じではありませんので、利用者数で申し上げますと、タクシーのほうでは月平均25.8から29.5人に増加いたしました。福祉移送サービスのほうは16.8人から14.4人と減少しております。29年につきましては、概ね28年、昨年度と同様の推移をしておると考えております。で、金額については利用がそのような状況でございますので、昨年並みというふうに推移しておるところでございます。

次に高齢者いじめというような御指摘がございました。しかし先ほど申し上げましたが、福祉有償運送という枠組みの中で運行しておるものでございますので、そのなかで定められております障害者、介護認定者というような方を対象にしておるといふ、その制度からは制度上できないものでございます。ですので特例というものも定めるということは考えておりません。

利用料についても、先ほど500円というような具体的な数字がございましたが、タクシーの運行料金の2分の1、概ね2分の1というような、そういうものが定められている制度の中で行っておりますので、町はその制度に基づいた料金をいただいております。

10 田中 福祉移送サービスはほんとに高く、新城まで行ってくると1万数千円かかる。で、年金暮らしの方が1回でも行くと大変ですね生活に響くことは誰が考えてもわかると思うのですね。ですからそこをですね、いくら原価がかかっているといっても、もともとそういう無料に近いような形のサービスをやってきたわけですから、それを大幅に後退するというのは、後退させているわけですから、ぜひ見直しをしていただきたいということを申し上げまして、私の質問、以上で終わります。御清聴ありがとうございました。

議長 これで、田中邦利君の質問を終わります。

議長 次に、5番金田文子君の質問を行います。

5金田 5番金田文子です。始めに、横山町長の施政、公約について質問します。

先に同僚議員の懸念、福祉の向上増進の言及がないということについての懸念が述べられましたが、私も似たような内容で心配をしておりますので、重なる部分があると思いますがお許してください。

町長の公約「地域密着型の政策」ということを述べられております。これは共生社会にベクトルが向いているのかということがはっきりしませんので、質したいと思います。

「地域に密着した政策」の実現は、行政の論理だけで進めるのではなく、住民との双方向のコミュニケーションが肝心です。具体的提案をする住民側にとっても、その提案を取り上げる行政側にとっても、その基盤には、どんな町・どんな地域を創るのかの大方の、特にステークホルダーの合意形成がないと、個別のばらばらの要望になってしまいます。進む方向性、皆で力を発揮するベクトルが住民に自覚されるように示すことは地域づくりに不可欠ですし、それはリーダーの仕事です。

そこで、町長3期目の公約「地域密着型の政策」の実現、このベクトルはどこに向いていて、住民の方々との共有の有様はどうかお尋ねしたいと考えます。国は、共生社会の構築として、これまで社会的弱者とされて来た要介護者、障がい者等も共に障壁なく暮らしやすい地域の仕組みづくりを求めてきています。国に指図されるまでもなく、すべての人の幸福実現は地方自治体の責務です。本町が力を入れている移住政策においても、移住しようとしてくれる方たちにとっては、ここ設楽の人たちがどんな営みをしているのかは、移住先選択にあたって重要なポイントとなります。町長は、町の将来像「まちに元気・まちに愛着・まちに自信」の実現に全力を尽くすと広報で力強く約束され、町民との協働、共に汗を流して働く協働のほうですね、で進めると宣言されました。地域づくりのベクトルが共生社会に向いていることを示されると、町民は、皆が住みやすい地域について学び、行動して、地域を担う一員として自信も待てるようになるに違いありません。町民のリーダーたる町長として、以下の点について具体策を町民にわかりやすい言葉で、端的にお答え願います。1、1の中に2つの項目が織り込まれております。高齢者が、健康寿命を延ばして地域の中で元気に活躍する政策策定について、どのような指示をされていますか。2つ目、要介護者が、地域の中でその人らしい、自分らしい人生を全うできるような政策策定の指示をされましたか。先ほども出ましたが、高齢者まちづくり会議、地域包括支援の進み方が目に見えないので、ここの点をお尋ねします。2つ目、これまでは、障がいのある人は必ずしも社会参加できるような環境にありませんでした。障がい者、障がい児が、合理的配慮のもとに地域の一員として明るい未来を信じて生活できるよ

うな政策策定にはどんな指示をしておられますか。3つ目、保育環境のさらなる充実については、どんな考えを持っておられるのでしょうか。4つ目、共生社会を支える「魅力的な人」の養成に、既存事業以上を考えていらっしゃるのでしょうか。町を変えるのは、地域に関わる人、人々です。住民参加型であるとか、協働ということ町長も最近よく口にされるようになりましたので、この人の養成についてお考えを伺います。5番目、福祉と教育、福祉と産業及び雇用の創出についての考え方はどうでしょうか。福祉でまちづくりの事例学習会、たとえば秋田県藤里町の菊池さんでしたか、講演会や、それから昨年の京丸農園の実践の学習会にも町長は来賓として出席されておられたので傾聴されたと思いますので、福祉と教育、福祉と産業創出についてのお考え方を伺います。以上、1回目の質問を終わります。

失礼しました。御注意ありがとうございました。続いて副町長、御答弁お願いします。『広報したら』最近号で「就任のあいさつ」を拝読しました。長い行政経験に基づき、2点を指摘しておられ、なるほどと頷くことができました。1つ目は「組織運営力を高める」ことでした。職員相互の信頼関係、緊密なコミュニケーション、連携を基にする組織運営とのことです。2つ目は、職員のリーダーシップ発揮です。重要なポイントを指摘なさっており、職員の力量アップに期待が大きいです。具体策を確認させてください。1役場の組織運営力を高める具体的改善事項は何でしょうか。2職員がリーダーシップを発揮できるようにする具体的方策はどんなことですか。以上です。失礼しました。お願いします。

町長 それでは私からは、御質問がございました5点についてお答えをさせていただきます。まず1点目ですが、高齢者が健康寿命を延ばしていく。そうした中でいろいろな要介護の方々、地域の中で人らしい人生を全うできるようにしていこうというふうな政策づけるなかで、町長どんな指示をしたのかということをお伺いしております。私、基本的には、この質問をさせていただいていることに対しての基本的な姿勢としては、総合計画にうたわれておりますし、これはやはり住民総意、また地域の人たちもそういう思いの中でこうした計画づくりが進められているというふうに理解をしております。したがってこうしたひとつの基本路線に基づいてこれを進めていく。これを実施していくということをも基本に考えているところでもございます。そういう中で、1点目にありますように、住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境を整えていく。そしてこの町の実情に即したケア体制を作っていく。そしてこれを検討し、さらには地域包括ケア体制を構築していくということも申し上げておりますし、これに基づいて進めていくことを原則として考えております。そしてそのなかで、政策的に、住民ですとか行政、福祉・医療のこうした関係機関によって連携体制を整える。そういう中で充実を図っていくことが重要だというふうにも考えております。そして高齢者の福祉計画ですとか包括ケア等についても、こうした医療、介護、福祉また介護予防、こうしたことを自立した日常生活の支援が包括的に支援される体制も整えていく。そ

してこれを進めるには、やはり自助、そして互助、共助、こうしたことを軸として安心した暮らしが続けていけるような、そんな社会環境を整えるということの基本理念としておりますし、これに基づいて進めようとしております。

そして2つ目の障がい者また障がい児が地域の一員として、未来を信じて生活できるようにどんな指示をしておるか。という質問でございますが、これもですね、障がい者の就労支援施策ですとか、やはりこうしたものを関係機関でよく連携をしてこれを拡充をする。そしてこうした障がい者の方々の自立を支援ができるように、力を注いでいくことが必要であろうし、またこれとあわせてみんなでサポートしていく。そして一つには在宅サービス等を充実させながら、こうした環境を整えることが必要だということで、これに向けて進めていくようにしております。そして具体的にはですね、申し上げておりますように、こうした組織づくりを行う。内部での体制を整えることが重点的にも必要であろうと思っておりますし、これを行うためにはやはり関係機関また団体等との連携を含め、こうした福祉圏域における連携を整える。そういうことで、みんなでこうした環境を作り上げることが必要だというふうに考えてもおります。

そして3つ目の保育環境のさらなる充実をどんなふうに思っているか。ということでもあります。これもやはりですね、保育環境の充実をしていく中には、一方ではやはり若いお母さんが働きながら子育てをしやすいということで、こうした環境づくりを整えることが重点的な施策として位置づけていくように、これも具体的に進めていくようにしております。もうすでに、やはり延長保育ですとか、そういったものの充実を図るように、それへの体制、またそれへの必要な経費等も、これを取り上げていき、これを充実を図ることが必要だということで、これも今進めようとしております。

そしてやはり共生社会を支えるということで、人を育成する。特にこうしたことへ力を注いでいただけるような人材、そうした人がやはりこの町に存在しておっていただけるということが、大きな力になっていくということも思っているところでして、こうした人たちの要請をいかに作り上げるか。そういった養成事業というか、そういったことを具体的に進めていくよう、こうしたことにも考えていくようにしております。そしてやはり具体的には、地域の人たちが率先してそうした意識を持ってもらうことも必要であろうし、行政とともに、一緒にこれを全員協働とともに汗をかきながら、こうしたことへの力を注いでいくことが重要のことであろうというふうにも思っております。

最後に、福祉と教育、また産業、また雇用の創出をどう考えているか。ということでもあります。この福祉部分でいえば、障がい者ですとか、そうしたやはり就労にとりついてというか、とりかかってくる。そういう場面に入っていきにくい方々への率先した雇用の場の確保というの、やはり取り上げることが必要なことでもありますし、こうしたことを含めて、じゃあどんな仕事がそういう人たちにむいているのか。そういう職種ですとか、そういったものもよく研究しながら、

そういったことを具体的にとりかかっているような、そんな職域というものも、仕事というものも考えてあげていくことが必要だなというふうにも思っております。いずれにいたしましても、こうしたことを総括的に、これからこのまちづくりのひとつの大きな視点としては、こうしたものへ意識付を高くし、これを実行していくことが重要なことであろうというふうに思っております。私からは以上であります。

副町長 久しぶりですので、大変緊張しますが、金田議員の2点目の質問についてあります。この広報誌における私の「就任あいさつ」、大変短い文章の中ではありますが、職員について、私が職員時代に日頃感じていた組織や職員の姿を再度、自らの心に刻み込むために記述したものであることを、まず御理解いただきたいと思っております。この場では、議員が期待するような具体的な改善事項や方策を明確にお示しすることは、まだ今の段階ではできませんので、考え方も含めて答弁させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

第1点目の円滑な組織運営力についてですが、やはりもっとも大切と思うことは先ほど議員が言われましたように職員間のコミュニケーションと横の連携、そして機能的な組織体制だと思います。

組織につきましては、総務課長時代に「課の再編」「職制の改正」「課内室の設置」等、円滑で機能的な課体制に向けて取り組んでまいりましたが、今後も新たな行政需用への対応を始め、事務事業の拡充、ダム建設関連事業の増大、ダム完成後の状況等に鑑み、その時代に即した組織のあり方を常に模索して、柔軟に対応していく必要があるものと思っております。

次に、適正な職員配置も、職員のモチベーション向上や組織の力を高める上で重要であります。基本的には、適材適所の配置ではありますが、本町のような職員構成は管理職が多く、若い年代が少ないという逆三角形的な形態に陥っていますので、職員の希望をすべて叶えることはできません。自己申告書や人事評価を通して、職員の個性、適正及び能力の把握に努めてまいりたいと思っております。また課内の職員数については、単に数の既得権益ではなく、そのときどきの事業内容や事業量に応じて、バランスのある人数を配置すべきと考えています。具体的には新たな事業に着手する場合は増やし、事業が完了したら減らすといった、メリハリがあり、柔軟な職員配置を図ることが機能的な組織体制において重要と考えています。

次の職員の緊密なコミュニケーション、横の連携については、これは極めて当たり前のことでありまして、以前から庁内においてプロジェクトチームや各課横断的な会議は積極的に実施していますが、どうしても担当課の問題になりがちで、当事者感覚が薄く、縦割り意識がぬぐえないことも事実あることと思っております。しかしながら、最近では住民意識も高まり、行政ニーズが複雑化する中、一つの課では対応できない新たな課題が多くなりました。たとえば要援護児童対策や要援護者対応については、町民課、教育委員会、保健福祉センターの職員がそれぞれ

の立場、知識でもって考え、当該者にとってよりよい方策をみんなで協議して対応するという横の連携も進んでおり、職員意識も高まっています。

このような中、特別な具体策はまだ示すことはできませんが、現在取り組んでいることをより推進する必要があるという点で5点ほど申し上げたいと思います。まず1点目は、最も基本的なこととして、組織には課長から主事までそれぞれの立場での日常的な「OJTの充実」であります。専門的な研修は当然必要であります。組織の一員としてそれぞれの立場で、日常業務において日々、指導、相談を円滑に行うOJTこそが、職員を育てる上で大切なことだと思います。2点目は、組織目標の管理制度です。行政は「組織の力で仕事をする」といわれていますので、まず課の組織目標を明確にし、それぞれ職員が目標の具現化に取り組み、自らの目標を立て、1年を通して進捗状況の管理、評価、改善のサイクルが円滑に回りますようにするとともに、他課の、他の課ですね、組織目標を共有する場を設け、複数の課にまたがるものは、当然のことながら連携して課題解決に取り組み、町全体の組織力を高めることが重要と考えています。3点目は、具体的なことですが、「議論できる職員寺子屋」の運用です。職員提案で、私が総務課長のときに始まりましたが、それぞれ自分の課の事業内容を他の課の職員が理解し、共有するため、テーマを決めて実施していますが、やはり講師と生徒といった関係で一辺倒になりがちでありますので、みんなが共に考え、議論をする場に変えていく必要があることと思います。4点目は、若手職員が学ぶ機会の拡充です。職員研修は階層別研修、専門研修に参加していますが、若手職員間の内部研修の充実が必要だと考えています。現在、企画ダム対策課が実施しています「若手職員の研修会」や「政策提案能力向上のためのワーキング」等、これらの研修を研修体系に組み込んで、今後も継続、拡充を図っていききたいと思います。最後は町外イベントへの職員参加です。以前は、接遇研修も兼ねて若手職員が町外イベントに出役したこともありましたが、次年度以降は特定の課に負担を強いるのではなく、他課の若手職員も参加、応援するという機会を作っていきたいと思います。

次に2点目の地域における職員に期待する役割についてです。このことは、私の日頃からの思いであり、地域で実践する上での考えでもあります。職員は、地域住民からは、一住民でなく、また〇〇課の人でもなく、あくまでも設楽町職員として受け止められ、大きな期待を寄せられています。職員は、有益な情報をたくさん持っている地域住民でもありますので、地域の中へ溶け込んで、さまざまな地域活動に率先して参加し、情報を提供し、会話する中で、住民からはときには厳しい意見もありかもしれませんが、ハッと気づく意見や町政の施策に直接的につながる意見等、率直で多くの生の声を拾い上げることができます。このことは、地域住民の声を町政に反映し、施策を展開する上で重要なことで、住民も期待していることと思います。町長が先ほど申し上げましたように、「町民の意見を聞く機会を設ける」ということでもあります。職員は地域活動への積極的な参加を積

み重ね、日常生活の中で、「職員としての能力をいかに発揮できるものか」を強く認識しながら、住民との信頼関係を築き、職員としての自らの考え、行動を示していくことで、地域における「立ち位置」「役割」を自らが認識することとなり、地域のリーダー的役割を担うことにつながっていくものと考えます。

一方、各々の行政区が地域の実情に応じて特徴的な活動を実施することは、地域の活力を高め、ひいては町全体のまちづくりにつながりますので、たとえ行政区間で競争意識があってもいいと考えています。肝心なことは互いに連携することだと思えます。現在、町が具体的に取り組んでいることは、地域づくり支援事業補助金の審査や地域介護予防活動の意見交換会のときなど、関係団体や行政区が他団体の実施内容を聞き、意見を交わすことで、自分たちの活動の拡充が図られ、住民意識も高まりますので、こうした地域間連携は大変重要であり、そのためには職員の的確な情報提供、アドバイスのほか、活動へ自ら身を投じることが不可欠であると考えます。

このように具体的な方策はとりわけありませんが、こうして地域に取り組んでいる諸活動への参加は職員の負担増も正直ありますが、職員は住民から愛され、信頼され、頼りとなる存在として地域での中核を担う信念のもと、リーダーシップを発揮することが、地域の活力を高める原動力として求められていますので、そうした誇りと力を備えた職員を育てていくべきと考えています。

冒頭に申しましたように、質問の具体的事項のお答えにはなりませんでしたが、今後課長会議やそれぞれ職務の中で職員に意識づけていきたいと思えますので、副町長として微力ではありますが、職員として学ぶ意欲を高め、発想と行動力があり、新たな「ものの見方考え方」ができる柔軟な人材の育成に努めてまいりたいと考えています。以上です。

- 5 金田 再質問させていただきます。まず町長さんへの1点目の質問ですが、人口の2人に1人が高齢者ですので、元気な方もあれば援助のいる方もあるんですが、地域包括支援、地域包括ケアシステムというその包括という意味は「包み込む」、地域全体でみんなを見ていくということと、ただ弱い人を見るというだけではなくて、元気な人は元気なように活躍してもらえようシステムを構築するというところに他ならないと考えております。そういうことを国も要求してきていると思えます。町長さんの先ほど同僚議員へのお答えの中の3点の重要ポイントの中の3つ目に、「安心して暮らせるまちづくり」ということがありましたが、そこではやっぱりインフラ整備にすごく町長さんの思い、深い思いがあるということが語られています。で、町民の具体的な、今の生活についてのことがなかなか町長さんの発する言葉として出てこないの、ついつい福祉については関心がないのかなと思ってしまわれがちなので、ぜひこれからは総合計画に則ってとか、みんなの連携でとか、関係機関の連携でみんなサポートとか、内部体制を整えるというような、そういう当たり前の言葉じゃなくて、具体的に町長さんのメッセージを町民向けに発信していただいていっていただきたい。ということお願いし

ます。

そこで1点、みんなでサポートするという環境づくり、これについて、みんな
で支えあうというか、それについて強く要求したいと思いますが、そのところ
を町長さんの方針として具体的にどうするというはまた各課の方に考えて
いただくのですが、方針として各課にしっかりやれということをお願いだけ
かどうか。そのところを確認させていただきます。

それから2点目、今、町では障がい者、児について、特に計画をただいま策定
中というところで、これから発表されるわけですが、設楽町障害者計画、第5期
障害者福祉計画、第1期障害児福祉計画策定にかかる調査が出ております。こ
の中には、障がいのある人を取り巻く環境などのついで設問、それから障がい
のある人の雇用、就労のついで設問、それから3番目に障がいのある児童の教
育環境についての設問がありますので、その点について少し深めさせていた
だきたいと思います。障がい児の早期発見、早期療育が社会性獲得にとって重要だ
との研究が進み、近頃では就学以前、なるべく年齢の早いうちに療育が始められ
ることが子どもの将来の成長にとって大変重要だということの研究が進み、叫
ばれていますが、この計画の中には、早期発見、早期療育の取り組みは強化され
ているのでしょうか。これは町長さんでなくても、担当課長さんでも結構ですが、
お答えください。それから環境づくりということをお願いしているのですが、私
たちはともすると、今までの価値観というか、今まで教育されてきたことに縛られ
てしまって、そのまま次の世代に伝えてしまいがちですが、我々が子どもの頃に
受けてきた教育や障がい者の支援については、区別して、他の場所でということ
がメインでしたが、今ではそうではなくて、というふうに進んできています。で、
私たちは障がいについての無知、知らないことがあまりにも多かったために、差
別をうんだり、合理的配慮のできない原因になっていることが、今の世の中では
わかってきました。で、当事者、特に障がい児をお持ちのお母さんたちからは障
がいについて理解してもらうことが必要という声があがっており、自分のお子
さんの障がいについて広く開示され、しかもSNSで発信されて皆さんにわかっ
てもらうような努力をされている方もありますので、障がいについて理解して
もらうための町民についての、町民の学びとか、啓発について、この計画はど
のように行うつもりになっているのか、今のところの考えを聞かせてください。

で、特に設楽町は障がい児を包み込む教育について、今SNS上で感心されて
います。それはたとえば名倉小学校の重度の肢体不自由のお子さんの受け入れ、
本当のインクルーシブ教育、包み込む教育が行われている。で、障がいの有無に
よって場所をわけてしまう、昔のような考え方ではなく、可能な限りその子の能
力や困りごとに応じた教育を実際に実施して下さっています。教育委員会、それ
から町民課の方々、保健センターの方々、専門の他市町村にある専門機関の方々
の協力のおかげで、非常にすばらしい、何度か参観させていただきましたし、国
際交流で教育体制の勉強に来た方々にも視察していただいたことがあります。

本当にすばらしく、自慢できる、胸張っていい、インクルーシブ教育が行われていますので、こういうことについても賞賛されないと云ったらおかしいですが、伝えられない。いっぱいいろいろな方が協力して、連携してやっていることについて、全然町民のみんなに伝えられない、賞賛されない、おすすりめされない。こういうのがすばらしいってことがおすすりめされないっていう状況があるので、そのところをなんとか改善していただきたいと思ひます。この点についてお答えをお願いします。

それから先ほどもありましたように、障がい者の就労支援についての調査項目がありますので、就労支援をどう行っていこうかということについて、具体的に今の計画策定ではどうひうことを考えていらっしゃるか。先ほど、町長さんからも就労の場を確保するってひうことに力を注がなければならぬってひうお考えを言っていたいただきましたので、ぜひ山嶺教室での実践、それからいろいろな相談支援センターで行われている実践を具体的にちゃんと見ていただいて、すごく就労支援していますので、それを私たちのこの町の環境で、あるいは企業の中で、町の仕組みづくり、小規模多機能自治の中でどうやって実現していくかということを考えていらっしゃるかどうかってひうことについて伺いたひうと思ひます。

それから3点目の保育環境のさらなる充実についてのところでは、保育料の公的公費負担とか給食費の公費負担とかひうことも、いろいろ今までも出てますが、今回は小学校のように充実したインクルーシブ教育を保育園でも確保していただきたいです。そういう制度を作っていたいただきたいというお祈りをしながら質問をします。まず1点目はそのインクルーシブな取り組みをするためには、特別支援の支援員の方が、学習した支援員の方がいなければなりません。これには人をつけるということはお金の配慮もしなければならぬということですが、この点をぜひやっていただきたいと思ひますが、どうですかという点。それから2つ目は延長保育や病時・病後保育など、基本的な保育体制がまだまだ不備ですね。宝園では延長保育していただひうていると思ひますが、津具や清嶺、名倉ではどうなのでしょう。それから病時・病後保育については検討されているのでしょうか。そういうことの拡大、実施についてのお考え、計画を聞かせてください。

それから4つ目の魅力的な人の養成ということでは、特にやっぱり先ほども言ひましたが、町を変えるのは人なので、支えあひう社会を作っていく人々の考え方を作るのには、やっぱり具体的な行動の中でやっぱり学びます。いくら立派な講義を聞いても、公園を聞いても「ああ、そうだな」「なるほど」と思ひうだけで、そのまま行動には移りませんので、まず「参加してもらひう」それから「伝えてもらひう」「そういうことに携わってくださっている方々に感謝してもらひう」「そういうことを伝える」ってひう、そういうようなことを具体的にできるようなことを協働とか住民参加ってひうことの具体策をもっと出してひうていただきたい。私たちも考えたいと思ひますが、出してひうていただきたい。それをリーダーシップをとってファシリテートしていただきたいというふうに考えますが、この点

についてはいかがですか。それから、この魅力的な人の養成についてもう1点。今私たちはここに住んでいるので、町のことをやっぱり真剣に考えますが、情報の多加によって、情報の多い少ないによって、やっぱりまじになる度合い、真剣になる度合いがどうしても変わってきますので、参加するだけでもいいんだよっていう、そういうことから始めてほしいと思います。で、あと、ここの中の人だけでなく、外から、設楽町に大変関心を持ってくださっている方々がたくさんあり、働きかけや助言や提言をいただいています。で、たとえば、これが正しい名前かどうかちょっとわかりませんが、「ふるさと住民票制度」っていうのですか、ここで実際住民税を払う人じゃなくても、よそから関わってくださる方、昔ここに住んでて外に出た方で、故郷のことを気になさっている方、そういった方もふるさと住民としての登録をしていただくような制度を作ってはどうですかという提案をしながら、お考えを伺います。ふるさと納税の一部が、すでにお答えいただいているように、内容で納税してもらおうということにあらためていくということがありましたので、それもふるさと住民票制度の一部のことになるのではないかと考えております。この点についてお願いします。以上です。

1点目、町長さんに関連した質問についての再質問は以上です。よろしく願いします。

町長 再質問について、今あらためて問われたのではないかなというふうには思い、なかなかわからないところがあるのですが、まず「元気な人も活躍できる場を作れ」っていう話でありました。当然、そういう元気な人たちも参加して、こうしたいろいろ高齢者福祉ですとか、介護、そういったことへの対応をどうしたら町全体で支えていけるかという、いろいろな場面で、いろいろなグループ、またいろいろな立場での人たちが話し合いをし、また意識を高めて、こうした大勢の人たちがみんな参加できるような場を作っていくことが必要だろうというふうにも、当然、私も思っております。そうして町長はインフラばかりで、福祉に力を全然入れていないではないかというふうに思うがということですが、そういうふうに思わせたことは大変申し訳ないとは思いますが、決して福祉に、私は意識がないわけでもないし力を入れないなどということは考えているところではありません。先ほど申し上げたように、総合計画、みんなで議論をして積み上げてもらって、いかにこうした対応を図っていくかということをもとめ上げていただいております。私はそれを確実に、堅実に進めていくことが、結果として皆さんの思うことが現実化されていくんだらうというふうに思っておりますので、基本的にはそうしたものをベースにしながら積極的に福祉についても進めてまいりたいというふうに思っております。で、総括的にみんなを取り組みを指示するかっていうことですので、指示をしていきます。以上であります。

またそれ以外の再度の質問で、内容も同じかとは思いますが、内容等について、細かい点については、担当課長からお答えをいたします。

町民課長 では、具体的なことについて少し申し上げます。まず障がい児のことにつ

いて申し上げます。まず早期発見が大事という御指摘がございました。これについては、私どもそのような考えに基づいて進めておりまして、保育園での療育相談、それと今年からは山嶺教室の先生もそういうものにみていただくというような機会を設け、早期発見から適切な療育につながっていくようなことを行っております。また、まずは区別してから生活な場へというような御指摘がございましたが、そういうことが進めていけるように、今まで進めてきたつもりでもありますし、ただ専門家が少ないということもございますので、研修、その他を進めながら、知識や意識を向上していくようなことを図っております。また就労支援についてのことでございます。就労支援につきましては、今、事業所等にどのような仕事であれば可能であるかというようなことを調査をしておるところでございます。ただそれにつきましても、どのような特性の方がどのような仕事にというようなことも含めてお伺いしておる段階でございます。

次に保育の件についてです。保育の件につきましては、教育へというような御指摘がございましたが、総合戦略の中でそのような方向性は示されておりまして、今年度からはダンスとかそういうようなものを取り入れる時間を設けております。また延長保育につきましては、これも総合戦略のほうで、その方向性が示されましたので、その延長保育をすぐに人を手当てして大幅に伸ばすということではなく、現在の職員数のシフト勤務の中で延長できる幅をどこまでできるかということで、現在、伸ばす方向で行っております。この伸ばすについては、来年度から延長をしていくという方向で進めております。以上です。

教育課長 質問の中でありました名倉小学校で行っているインクルーシブ教育の情報発信の件ですが、今、議員御存知のように、1年生で入ったばかりでありまして、学校でも手探りの状態で指導の経験を積み上げて、たとえば食事を今のところ、昼食も提供できない状況で、今月あたりから専門機関で嚙下の指導を受けながら、どういった給食の提供ができるかという方向を、本当に手探りの状態で模索しながらやっている状態でありまして、とてもとても情報発信というところまで行き着いていないのが現状でありまして、彼女の場合は、保護者の地元で学校へ入れたいという思いが最優先されましてできる範囲で校舎の改造もして対応しているわけですが、まだそういう段階で、皆様に、個人情報保護という観点もありまして、どこまでできるかということもあわせまして、学校のほうと相談しながら進めていきたいと考えております。以上です。

5 金田 教育課長さんは、町として情報発信するということについてお考えなのかもしれませんが、そういうことではなくて、非常にすばらしい内容を行っているし、予定されていたよりも早い目早い目に進んでいるのですね。食事もこの前実験的にかというかな、されて、うまうましているのですね。やっぱり現場の状況をよく見ていただいて、関わっていただいている先生方にも喜んでいてということをお伝えいただけるとうれしなと思います。とにかく、非常に胸を張れる状態が、今、津具でも行われているし、名倉小でも行われているという、そうい

うインクルーシブな、みんなで包み込む、別の場所ですのではなくて、みんなで学びあう場に、いろいろな障がいを持つ持たないに関わらず、いろいろな子供たちやいろいろな人たちが関わって暮らしているという環境を作り出しているという現実を、やっぱり私たちは、よいところをもっともっと評価すべきだというふうに思います。これが広がっていくといいと思いますので、町長さんも福祉についての環境づくり、みんなで包み込むってということについての環境づくりには、やぶさかではないというお答えをいただきましたので、具体策について、またいろいろ深めていけたらいいと思いますし、この障害児計画等についても注視していきたいと思います。

時間が少なくなりました。それでは2番目の副町長さんに質問したことについて、提案させていただきながら、就任直後で、急に始めて副町長に質問なんていうようなのが出て、びっくりされたことと思いますが、非常にさっき言われた5点も、すばらしい内容だなと思います。やっぱりこれが理念というふうな、言葉ということに終わらずに、やっぱり職員の皆さんに具体的に力になるような方法をしていただきたいと思いますので、ちょっと提案させていただきますね。たとえば、選択と集中をしなければならないのは、今どの自治体でもそうなので、どの部局もみんな自分たちが大事だと思って一生懸命やってきたことばかりなんですよ。で、どんどん多様なニーズに応えるためにふくれあがってきてしまって、おまけにお財布も厳しい時代になったので、やっぱり選択しなければいけない時代になってしまいました。建設関係は建設関係、もちろん生活インフラ大事ですし、教育関係は教育関係大事ですし、町民関係課のほうは福祉のことすごい、全部大事なので、全部をみんなが主張していたぶんにはどんどん町のサービスはふくれあがってきてしまって、人もお金もとてたたりないということになってしまうので、やっぱり選択と集中については、町民の皆さんにきちんと説明でき、議会にもきちんと説明できるような職員を育てなければとか、自分自身、職員がそうならなければということ、もうすでに愛知県もそうですが、日本全国で職員の方々が自分たちで勉強会のネットワークをいくつも構築されています。そんな中で、私がたまたま財政の勉強とか政策策定の勉強で、たまたま職員たちの研修に参加させていただいたときの、いいなと思った。選択と集中、互いの課の政策が必要だとか、理解するというのにとってもいいなと思った研修の名前をいいますので、また参考にしてください。1つは「バランスシート探検隊」朽ちる公共インフラに対応するようなことがみんなによくできるものですので、これを研究していただきたいと思います。それから「SIM2030」シミュレーション2030年という意味ですが、これも最初は100万の大都市のところから開発されたものですが今やもっと小さい都市、あるいは小さな町のバージョンも開発されていますので、これをぜひ研究して、みんなで実際にそういうワークショップを行って、身になるワークショップを行って、職員の皆さんが本当に腑に落ちるといえるか、互いの政策と理解し合え、それでももう涙をのんで選択しなければならない。廃止しな

ければならないというような、そういうシミュレーションをしていただくと、とても身になると思いますので、紹介しながらそういったことについての積極的なお取り組みについて伺います。

それから先ほどもう触れられましたが、目標が明確で、横串をさす連携とかプロジェクトができるということで、PDCAをそれぞれの職員さんが自分の仕事としてまわしていけるようにしていけることがとっても大切だと思いますので、以前にも申し上げましたが、小さな事業でも自分の持っている事業の目的、その先にいく一番大きな、どこにいくためにその事業があるのかという、そういうそれぞれの事業の目的とか、評価することを具体的に持っていただく事業評価表みたいなもの、前提案しましたが、それはまだ設楽町では難しいというお答えでしたが、そろそろ難しくなくなっている、大丈夫だというふうに思いますので、そういう個々の方が具体的なものを持てるような職員の取り組み方について、提案しつつお答えをいただいたところで時間がくると思いますので、よろしく願います。

副町長 先ほど言いましたように、なかなかいい改善事項が示せなくて申し訳なかったですけども、今御提案されたことにつきましてはですね、内容を見てですね、これから中身をまず見てですね、考えていきたいとしますので、また御指導のほうあったらよろしく願います。

5 金田 先ほどの「バランスシート探検隊」や「SIM2030」については、今おっしゃったことで研究していただきたいとします。愛知県内でももうすでに研修が行われました。たまたまそのときは名古屋市の方や豊橋市の方や、各行政の方々が出ておられましたが、やっぱりさすが行政マンはすごいという内容の、一般人の私たちが受けた研修よりもすごいレベルの高い内容を発言されていまして、ぜひうちの職員さんにも参加していただけるようなことを考えてください。

もう1個はPDCAのことが回せるということについてのお返事がなかったので、その評価表についてもう1度願います。

議長 5番金田君、時間がまいりました。

5 金田 それでは5番金田文子終わらせていただきます。

議長 お諮りします。休憩にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは11時10分まで休憩といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、3番河野清君の質問を許します。

3 河野 それでは、私は、設楽町内「道の駅」及び関連施設の活性化に向け、つぐ高原グリーンパークに入浴施設(共同風呂)を開設しないかという点について、町長に見解を聞きたいとします。

去る11月21日、清嶺地区「道の駅・歴史民俗資料館」説明会を聞きに清崎小

に行って来ました。昨年12月の一般質問で、地元の人たちの意見を設計に反映すべきという関係の質問をしましたが、その後の展開については知らないまま説明会に出かけたのであります。当日、地元住民有志によるすばらしい取り組み、報告を聞くことができまして、想像以上の報告の内容に敬意を覚えたものであります。総額17億ともいわれる予算を投じる事業であります。設楽町の玄関駅として、町全体に寄与してもらわねばならないわけで、ますますの地区住民の活躍とより良き施設の開設に向けた取り組みを願うものであります。

この道の駅ができれば、我が設楽町には、津具、名倉、清嶺の3地区に道の駅ができることとなります。そして、この3駅はそれぞれに特徴、個性を持ち、それらの機能、特徴を発揮して売り出すことができれば、設楽町の観光の中核をなすのではないかと考えます。

そこで、そのなかの「道の駅・つぐ高原グリーンパーク」について質問したいと思います。ここグリーンパークは、県内有数のオートキャンプ場を持つアウトドア体験型施設を兼ね備えた駅であります。それは四季折々の自然を楽しめる環境を持っております。しかし、現状を見ると、集客は春から秋にかけてに偏り、11月から3月にかけて冬季の集客に欠け、残念ながら年間収支に影響を及ぼしているのが現状であります。この冬季の集客をいかに図るかが問われているわけですが、私は冬季を閉鎖するというような消極的対応ではなくて、冬こそねらい目との積極的取り組みが必要だと考えております。道の駅・つぐグリーンパークは、他の2駅のように国道が通っておらず、道も途中が狭いままで、付替道路が開通するまでアクセス条件が悪く、通行料も少ないというハンディがあります。冬場は凍結など道路事情が悪く、さらに客足は遠のくのが実情です。一日も早い県道設楽根羽線の付替道路の開通を推し進めてもらわねばなりません。が、独自に町や運営団体でできることはやらなければなりません。

去る11月6日から7日、行政視察で奈良県の山添村を尋ねました。人口3600人あまりの村ですが、そこにもオートキャンプ場があると聞き、その経営状況を尋ねましたところ、経営主体をそれまでの役場から地元住民に任せ、トイレと炊事場をきれいに改善したと。そうしたところ、その後7倍に集客が増え、収益も改善されているという回答でありました。冬も雪は降らないという、つぐグリーンパークとは同じ条件ではなく、同列に論じられませんが、基本インフラの施設がきれいで快適であるという、それが維持されているということは、集客の大きな要素であるということがわかります。そこで、グリーンパークにおいてもやるべきことは、さまざまあるとは考えますが、その内の1つとして、施設内に入浴施設（共同風呂）の新設を提案したいと思います。このグリーンパークのある地区は、冬ひときわ寒いところで、かつて屋外スケート場があり、宿泊と温泉施設（鉄分を含む鉱泉）があったところです。現在でも、鉱泉が湧き出ていると聞きます。現在、オートキャンプ場には、温水シャワー設備はありますが、冬場は寒くてとても利用できない。そこで、温泉施設ができれば、キャンプ場利用客も増

え、かつ、地元町民の利用も考えられます。温泉施設は、鉱泉を沸かして使うということになりますが、近隣町村のどの温泉もみなボイラーで沸かしているわけで、そんなに違いはありません。昨年の行政施設で、岡山県の西粟倉村を尋ねた折の強い印象は、森林組合の未利用間伐材の商品化という取り組み。そしてその材を燃料とした薪ボイラーによる村の施設の暖房と風呂場の運営をされているというさまでありました。これは設楽町の場合、今後大変参考になると思えました。現在、設楽町内には共同温泉施設がなく、多くの町民は近隣町村にわざわざ出かけている状態です。町民同士の裸のつきあい、親睦と福利厚生のかたとして、またキャンプ場の冬場の集客のかたとしてグリーンパークに共同風呂の併設を検討する考えはないか。町長選挙で対抗馬の方が温泉施設を政策に掲げて、一定の支持を町民から得ました。よい政策は相手候補の政策でも取り入れる度量も必要と考えます。ダムインパクトによるダム関連の町おこしもいいのでありますが、山添村の布目ダム関連施設の村おこしを視察したわけですが、なかなか現状は苦戦している、厳しいというのが、そのときの印象であります。ここは一度ダムから離れ、ダムに頼らない地元の資源を生かした地に足のついた町民の福祉に寄与する施策を考え、実行していただきたい。具体的に実行していただきたい。町長の前向きな見解、答弁をお聞きしたいと思います。以上、1回目の質問とします。

産業課長 つぐ高原グリーンパークのこの10年間の収支を見ますと、指定管理料が約4,500万円前後に対しまして、使用料収入が3,000万円前後と約1,500万円前後の赤字で推移しており、議員がおっしゃるとおり、冬季の利用者が少ないことによりまして、全体の収支に影響が出ている状況にあります。雇用の場の確保、それから観光振興といった観点から、今のところ施設の冬季閉鎖は考えてはいたしません。民間のアイデアを活用しまして、集客力の向上や収支改善を図るため、指定管理者を公募で選定するなど、経営改善に向けて努力を続けているところでございます。

グリーンパークは、設楽町公共施設等総合管理計画にも載っておりますけれども、耐用年数が約22年ということに対しまして、建設から27年が経過しております。施設の不具合も発生しております。必要箇所の修繕・更新を行いながら営業を続けている状況であります。このような状況でありまして、新たな設備投資を行うには慎重な検討が必要であると考えております。温泉開発には、多大な経費が見込まれることもありますので、今のところ町の総合計画など、長期計画の中には新たな設備投資としての温泉開発は掲載していません。

さて、今後整備を進めます道の駅清嶺を含めて、それぞれの道の駅の個性を生かし、棲み分け、共存共栄を図っていくことは当町の観光振興にとって極めて重要と考えております。総合戦略で新しい観光の推進を掲げ、現在観光まちづくり基本計画のアクションプランの策定を進めているところでありますけれども、従来のハード重視の観光施策から、地域資源を活用したソフト重視の観光施策の展

開に重点を置きまして、これから当町の観光について検討してまいります。近年、道の駅は、観光スポットの一つとして捉えられておりまして、3つの道の駅がそれぞれ発展するように町としても力を入れていきたいと考えております。以上です。

町長 河野議員の御質問、また御提案というのは、大変私もすばらしい提案だというふうに理解をしております。しかしながらですね、温泉を、いってみれば掘って人を集客する。それは手段の一つとして一つの材料としては大変効果的な面もあるだろうということも理解をしているところでもあります。そして温泉をこれから設備投資をしていこうとする際の、運営、またその資本とし、建設費、そして将来にわたっての管理運営費、そうしたものを比較検討しながら、本当にこの道の駅つぐグリーンパークの中で管理運営を始めたときにどういう状況ができていくかということ、いろいろシミュレーションとか管理運営計画を立てる必要があるかと思っております。その計画を立てる前にですね、実情を、今までの、近隣の町村でも運営をしてみえる温泉施設等があるわけでありましてけれども、やはりその現状、実態というのは、私が把握する範囲では非常にやはり観光客、温泉を求めてきてくれる人は確かに定着をして、毎年ありますけれども、そのことに、期待に応えるための設備投資、運営費とすると、相当な費用負担がかかり、かなり財政的にも過度な状況、厳しい状況にあるというふうにも聞いております。しかしそれでも人を集めて集客する必要があるんだから、それを重点にして覚悟の上で運営するんだという、そういう強い方針もきっとお持ちの中でやってみえることだろうと思うわけですが、これからさらに設楽町が津具のグリーンパークでその施設を構築した場合に、今、課長が申し上げたように、まずは建設費の投入とそれを建設したことによる維持的経費、そうしたものをプールしていきますと、今この年間赤字経営の中で運営をしているわけでありましてけれども、それに加え、さらに設備投資分とそれにまつわる建設費の費用償還、また管理運営に携わるところの費用負担等を加味しますと、相当な赤字が推移されるのであろうというふうに思います。そういうことをトータル的に考えた場合に、今そういう御提案をしていただいたことをうけて、このことをやりとげましょうということについては、非常に将来的にもいろいろな公共施設、全部にとはいいませんけれども、こういう公共施設整備するとき、あるものによってはやはり慎重に対応するべきもの、そういうところも必要だろうというふうに思っております。今回この今これから興す事業の中に温泉を施設するということは、非常に町の財政にも影響が大きい、負担の大きい部分になるのであろうということが想定されます。したがってそういうことを加味すると、今現在の段階でこうした計画に取り組もうということは非常に厳しい状況ではないかなというふうにも思っております。この今課長が申し上げました現在進めております町内での観光まちづくり基本計画アクションプラン、これの中で、住民の皆さん方の意見も反映する中で、こうしたものがどう捉えられるかということも、今後御意見も聞き、そし

てその策定の中にどういう位置付けがされる方がいいのかということも見定めながら、よく聞いた上で、こうしたことも慎重に対応するべきであろうというふうに思っているところであります。以上です。

3 河野 私は、町長の前向きな答弁を引き出したいというか、期待しております、今もまだその思いで質問続けますが、つく高原グリーンパークのあの施設というのは、県内でもほぼ1番、有数な施設です。あれだけのものを今これから作ろうとしたら大変な、それは投資をしなければできないような、そんな施設がすでに現存して、続いているわけですね。今日における津具村の時代から。で、そういう施設を現状は確かに赤字になっているというのが続いておるわけですが、それもその原因はほぼ冬季の集客力の低下が大きいということはいえると思うので、じゃあどうするのか。それだけの施設を、じゃあもう冬は閉じてしまっということ、赤字を少しでも減らしましょうというような、そういう姿勢でいいのか。そういう消極的なことでいいのか。あれを生かすことを考えないのかという。さらに今度3つの駅ができるわけです。設楽町に。この3つの、それぞれの特徴を生かして、それを逆に展開し、お客を呼ぶために何をしたらいいかということ、町長は先頭をきってやっていただかなくてはならん。そういうためだったら議会はいくらでも応援するわけですから、そういう中でじゃあどうしたらいいのか。あの冬季のお客を呼ぶためにはどうしたらいいかのなかの、ソフト、ハード、いろいろあると思います。その対策は。そのなかのやっぱりハードも必要なわけで、そのなかでやっぱり現状は冬場シャワーでやってくださいというのは、あまりにもそれはお客に対して、それは自分でもそんなんでは寒くてとてもじゃないが利用する気になりません。外から来て利用して下さる方に、やっぱり冬場でもちゃんと湯に浸かって温まってまたテントに戻るといような、そういう形になればじゃあ冬のキャンプだって楽しいわけですから、そういう方も当然増えるし、また町民の方も、特に冬場一人暮らしの方なんかはそういう施設があればわざわざ沸かさんと、そこへ行ったほうがいいという人はいっぱいいるわけで、で、わざわざ豊根や東栄の温泉に入りに行っておるわけですから。現実には、町民が。それを地元が引き受けるというような意気込みで、そしてそれは単に風呂に入るだけの話じゃなくて、やっぱり町民相互の親睦の場でもあるわけですから、そこは。そこ行ったらいろいろな人に会えるとかね、そういうこともあるわけで。で、そういう福利厚生、保健の意味からも、単にグリーンパークの経営とかそういうことだけじゃなくて、そういうことも含めた施設として、またグリーンパークの場合はわざわざボーリングして何億もかけて調査するとかいう必要はないわけ。もうすでに鉱泉が沸いていることはわかっておるわけですから。ただそこが場所がちよっと調査しなければはつきり私もわかりませんが。そういう所であるわけですから、そこに町の湯治場のような、銭湯のようなものでいいわけですよ。そんな東栄町や豊根のすごい施設を作らなくても、併設する程度のものであれば数千万でできると、私はふんでおるのですけども。そういったものとして、道の

駅に併設できないか。もう一度、町長のお考えを聞かせてください。

町長 河野議員の積極的なですね、ものすごく強い意志でもって、グリーンパークの冬季における利用方法を考えろというその思い入れ、すごくわかります。わかりますし、私もそういうことが現実化できて、実際に運営ができていけるということであれば本当に考えなければいけないことですし、実際そういう施設ができるということは望ましいというふうにも思っております。その望ましいと思うことではないよりもあるほうがいいと。だけどもあることによって、その裏付けとなる背景にどういう問題があるか、生じるか。そういったこともやはり施設を運営していく中で、そういった温泉一つをとっても、そういう計画的なことをやはり考慮に入れられない限り、あればいいんだというだけではやはりなかなか踏み切れる問題ではないというふうに思っております。やはり裏付けとなるものをきちっとクリアできる裏付けがないと、そこへの投資というものもなかなかこれからの時代厳しいものがあるし、やはり一方では不安を抱えながらまた先ほど申し上げたように赤字の上塗りをするようなことを考えたくありませんので、できるだけそういうことがないような方法が講じられるのであれば、こういうことも積極的に取り上げていく必要もあるかというふうに思いますが、しかし今の現状は非常に厳しいのであろうというふうに推理しております。

それと同時にですね、あの隣接する施設の中にグリーンメッセが存在しておるわけですね。宿泊施設が。で、そこはやはり温泉とはいわずにですね、やはり宿泊するためのそういう浴室もあるということもあるし、そういったあの施設全体をみたところの管理運営方法というものもセットで考えていく必要もあろうかなというふうにも思います。温泉だけ作って、入り込み客だけ、そこだけのターゲットにして来てもらって、今までよりも冬場になるとかならず増えるんだということは、ある一定容量分ということは確保できると思っておりますが、やはりそれだけにとどまらず、やはり全体を考えたときには非常に裏付けも考え、またもっと安定的な運営ができる方法にあるのかどうかということも検討しながら、これからのあの施設のあり方を考える必要があろうかと思っております。

それと言われるように、ハードばっかではなくてソフトもということ、当然私はソフト事業を行っていくべきだというふうにも思います。冬場ならではのソフト事業がなにができるか。そういったこともこれからよく先ほど申し上げた基本計画アクションプランの中で位置づけていく、そういったこともこれから検討する必要があろうかというふうにも思います。

それと、私どもが今の状況でわかっておるのは、津具のあそこのスケートリンクがあった跡地ですね、そこは確かにですね、温泉分析書ということで調査していただいた報告書が残っておりまして、それは昭和 29 年の 12 月 1 日、愛知県が行っております。そのときの分析書では泉源はなかったと。確認ができなかったという報告を聞いております。で、さらに昭和 61 年にはですね、スケートリンクの跡地に、そこにあったんだよという調査したところだと思っておりますが、その形

跡の井戸があったというふうに聞いておりますが、それはもう現在はないというふうなこと。そしてそれはグリーンメッセの施設があったところだろうというふうに思っておりますけれども、今申し上げたように存在しておる調査した井戸もないということでありまして、この報告書がいきとおるとはとてまちょっと信用できない部分というか、またやるとするならやはり、もしやるとするなら調査はしなければいけないだろうとも思います。過去のそういう報告は報告として、お話としては聞くことはあっても、やはり新たに進めようとするのであれば、調査から進める必要があらうかなというふうには思いますが、いずれにいたしましても、今私が申し上げたような状況のなかですので、今即じゃあ温泉に切り替えてこれから冬季に臨んで有益的に人を集めれるそんな施設を作りましょうというところへの温泉開発というのは、まだ今現在は考えにくい。そんな状況であると。町長、積極的に取り組めっていうふうに言われることはよく理解をしますけれども、現状をいろいろ冷静に考えると、そんな状況があらうかなというふうに思っておりますので、さらに皆さん方の意見を聞きながら、今後のあそこの施設のあり方、またそういった計画づくりをいろいろな視点でもって考えていく必要があらうかなというふうに思っております。

3 河野 なかなか前向きな答弁が返ってこないのですけれども、それではちょっと現状は設楽町にはそういう共同風呂のような町民が誰もが使えるようなものはないわけで、そうすると近隣、稲武か豊根か、そちらへ行ってくださいと。町民で温泉に浸かりたいなと思う人はそちらへ行ってくださいというのが、町の姿勢になってしまうのですが、このままこういう状態でいいとお考えでしょうか。

町長 設楽町には温泉がありませんので、温泉入りたい人は隣の稲武どんぐりの湯ですとか、東栄の温泉に行ってくださいっていう気は、気持ちというか、そんなことは町民の人に投げかける、またそういうことを進めようという思いはありませんが、やはりニーズを、温泉というニーズに応えていきたいなという思いはありますが、今の現状は設楽町どこを探してもその温泉を掘ってここでやろうという、そういう一つの手段としてあることはわかりますけれども、しかし設楽町の現状は、今の状況の中ですぐ温泉を開発しようという、そんな状況にはないというふうに思っておりますので、しかし温泉に入りたい人に対しては、どうしても入りたければ近くの温泉、他の町へ行ってくださいという気もありませんけれども、現状は選択肢としてそれしかないのかなと思えば、これはやむを得ないかなと。その人たちの思いですので、思いますが、なんとかここに留めて、ここの町で温泉というものがあれば、本当にそれは有益なことにつながるという、ある一定面ではそういうことは言える状況にはあるのでしょうかけれども、現在の段階でそこへ踏み込むということはなかなかしがたいというのが現状です。

さらに申し上げますと、設楽町には温泉と名の付く所が1か所あるのですね。塩津温泉があるわけですが、塩津温泉はやはり湯治湯として昔から名の通った由緒ある温泉地でありますし、そうであった過去の歴史というのがそういう状況にも

あります。したがってこれから観光という部分を重視して、ひとつそういう温泉というものに特化していこうとするのであれば、やはり既存の塩津温泉という、その温泉のああいいう地名の高さと過去の実績だとか、古い歴史のあるそういったものをどう生かすかということも、一つには考える要素にもなるのかなど。そのための今道路整備もしておりますし、多くの人が入っていただけるような環境づくりに努めるための手段として、そういったことも考えれる中で道路整備等も進めるわけですが、広い意味での観光というところで、そういう資源についても使い方、また可能性というものも探っていく。そして何度も申し上げているように、これからの観光づくりのプランの中にどう位置づけるかということも、そのなかで検討していくことが必要かなというふうには思っております。以上です。

3 河野 そういう町民の利用する施設として、またグリーンパークに冬季の方に来ていただいてあの施設を使ってもらうためにも、現状のままでは本当に今のシャワーだけでやってくださいというのは非常に厳しいと思いますが、その点について課長はいかがでしょう。

産業課長 やむえないところもあるのですけれども、先ほど町長が説明しましたけれどもグリーンメッセージの利用とかも考えたほうがいいのかというふうに、そういったことも考える必要といたしますか、考えていこうかなというふうに今思っております。以上です。

3 河野 グリーンメッセージは田原の施設ということで聞いておまして、どなたでも使える。料金さえ払えば使えるような、今、状態なんでしょうか。たとえばキャンプに来た方でも利用できるようになっておるのでしょうか。

産業課長 はい。グリーンメッセージはですね、おっしゃるとおり田原の施設でして、一泊いくらという形で田原市の条例で規定されております。ですので、自由に使える施設ではありませんけれども、そのあたりを田原市と協議をしながら調整が必要かなと。今、ちょっとその方向でいけるかどうかは別にしまして、そういう調整が必要になるかなというふうに考えております。

3 河野 そういうわけで、このことは単にここで聞き置くという形ではなく、やはりそういうグリーンメッセージの冬季の集客ということも含めて、今後どうするかということで、そのためにはせっかくあそこにはそういう鉱泉が出るということはあるわけで、実際あの前の川のどこかはよくわかりませんが、一部赤く染まっている石がですね、親水施設の一部が赤くなっているところがありまして、やはりああいいうところも湧き出ているところなのかなと、私は思っておりますけれども、あの辺一带調べれば、過去にも出て、実際温泉として風呂場として使っていたわけですから、そういう調査ぐらいはやるということ、検討・調査をするというようなことは、町長いかがでしょうか。御答弁いただけますか。回答いただけませんか。

町長 目的をきちっと見定めた上で、なんのための調査かというやっぱり前提に基づいた調査でないと、ただ調査を試みるというのではですね、やってみるだけで

終わってしまうであろうと思いますので、やはり計画に基づいて、その調査の結果を見定めてどうするかという向こうをきちっと位置づけた中での調査でない、これは調査が無駄に終わってしまうのではないかなと思います。またその調査をやるところが、今言われるようにグリーンパークエリアゾーンだけに限らず、町内で全体で、もしやるとすればですよ、そういう可能性のあるところというのは、すでに過去にも実は空からの探査調査という形で温脈がどこにあるかという情報も、過去の資料の中で把握もしてはおりますけれども、そこがグリーンパークが入っておるかどうかということも確認をしながらですね、やるとするのであれば、全体の中で考えていく必要があるかというふうには思います。したがって、このところだけを将来に向けて温泉を可能性としてあったら掘るんだで、そのための調査を行いましょうということの考えはありません。

3 河野　そういう町長の今の現状の答弁をお聞きしたということで。しかしこういうことというのはやっぱり町長がリーダーシップを持ってですね、そういう思いでもって動かないと、なかなか進まないことでもあります。やはり町長の力量が問われますので、今後も注視していきますからよろしく願いいたします。以上で終わります。

議長　これで、河野清君の質問は終わりました。お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長　13時までお願いします。

休憩　午前11時52分

再開　午後1時00分

議長　休憩前に引き続き会議を開きます。次に、1番加藤弘文君の質問を許します。

1 加藤　1番加藤弘文です。それでは議長のお許しをいただきましたので、質問を始めます。初めての町議会一般質問ですので不手際のあると思いますが、なにとぞ御容赦いただきよろしく願いいたします。私は事前に通告いたしましたとおり、大きく2つの件について質問をさせていただきます。1つ目は、本町の中学校を卒業した子供たちに対する新たな奨学金制度の設置に関わるものです。設楽町での子育ての大きな障壁として、進学の問題があります。中学を卒業したのち、田口高校以外の高校また大学・短大・専門学校などへ進学する際、その保護者負担は非常に大きく、下宿費用などを含む負担は、都市部で自宅から通学する生徒・学生の比ではありません。これはこの地で生まれ育ったがゆえに生じる教育の機会均等を損なう地域格差であります。今ちょうど中学校では進路相談の時期になっております。ある保護者から進路の相談を受け、「今この子のお兄ちゃんが名古屋の大学へ行っている」と。「この子は看護師になりたいのだけれども、とてもこの子を外に出すだけの経済力がない」という御相談でした。結果、その子は希望する進路に歩むことができませんでした。また、他の保護者ですが、「この子が高校に進学するのを機会に、もう設楽町を出ます」と。「この子が通える範

囲に転居します」ということで、結果、設楽町から出て行くことになりました。教育費の保護者負担軽減対策は、今大きな流れとなっており、国も所得格差軽減策として給付型奨学金を本年度より開始しました。本町ではこの地域格差の軽減策として、貸付型ではない思い切った奨学金制度を開始してはどうかと考えます。

そこでまず1つ目の質問をいたします。現在、町内中学校卒業生に対して施行されている、同一趣旨の対策として、企画ダム対策課所管の「しあわせまちづくり修学資金貸付事業」があります。平成28年度決算成果報告書によると、平成28年度の高校生の利用者はわずか7名であり、その趣旨と地域の実情にもかかわらず、この制度の利用者が少ないことをどのように捉え、利用者拡大のためにどのような対策を考えているかについて聞きたいと思います。

2つ目に、こうした教育における地域格差は、本町の人口ビジョンに基づく総合戦略の重要課題である「子育て世代の移住定住対策」にも大きな影を落としているのではないかと危惧しています。私は40年間学校教育に携わる中で、北設楽郡内、豊田市、新城市、岡崎市の小中学校に勤務しましたが、設楽町の小中学校の教育環境は他の地域にも誇れる極めて優れたものであることを実感しています。移住定住対策を促進するために、胸を張ってアピールできるものと考えます。しかし中学校を卒業後の教育支援の脆弱さは、総合戦略アクションプランにとって致命的であり、1年に10家庭の移住を実現するという困難な数値目標を達成することの障害となっているのではないのでしょうか。そうした現状をどう捉え、その対策についてどのように考えているかを聞きたいと思います。

3つ目に前述の「しあわせまちづくり修学資金貸付事業」では、その返済額は1人あたり年額20万円となっています。就職すると同時に、無利子とはいえ100万円を超える負債を、さらに日本育英会などの貸付型奨学金を受けた場合は、数百万円の負債を抱える事例も多いと聞きます。また学生生活もバイトに明け暮れ十分に勉学に取り組めていないとの声も聞きます。設楽町で生まれ育ったがゆえに、人生の新たなスタートを切る時点で、子供たちがこうしたハンディキャップを持つことになる現状をどう考えているかを聞きます。

4つ目に、教育無償化の流れは義務教育の範囲にとどまらず、高校授業料、大学授業料、さらに保育料にまで及んでいます。この流れに先駆けて、本町の特性にあわせた独自の給付型奨学金、たとえば月額5万円～8万円、都市部の下宿代相当の費用を給付するという制度を創設することは、子育て世代への大きな支援となると同時に、本町の困難な未来を担う子供たちに対するリスクでもあると考えます。町長は、住民の苦渋の決断から生まれた、ダムインパクトの恩恵を住民の幸福と町の発展につなげることを政策課題の中心におかれています。設楽町の未来への大きな投資ともいえる給付型奨学金の創設について制度設計を開始し、他地域に先駆けて実施するまさに好機と思いますが、どうお考えかを聞きたいと思います。

最後に、この給付型奨学金の基本的な考え方ですが、その趣旨は地域格差の是

正にあります。したがって給付条件は親の所得によらず、申請者に対して一律に給付されるものとし、卒業後町内に居住する人は、給付ですので無返還とします。一方、さまざまな事情で町外で就職し居住する人は「ふるさと納税」のシステムを利用し、所得のある限り、所得限度上限額で設楽町への寄附を誓約してもらおう。そうすることでふるさとへの恩返しというふるさと納税の本来の趣旨に則って、返還をしていただく。こうした制度設計を考えたかどうかと思いますが、町としてどうお考えかを問います。

続いて、大きな2つ目の質問に移ります。設楽町出身者の中には、さまざまな事情で町外に居住する人も多い現状は御承知のとおりです。近年では八橋区の廃区に伴う移住も含まれます。こうした中で居住地は離れても心の距離は離れず、設楽町とのつながりを将来にわたって長く保つ仕組みを作ることは、設楽町との関係者人口、つまり設楽町サポーターを増やしていくための施策として重要と考えます。そこでそうしたことを意とした同窓会奨励のための補助金制度の導入が有効であると思いますが、どうお考えかを問います。

まず始めに、前述の狙いを持って「同窓会補助金制度」、たとえばありますが、同窓会の経費を町内で開催する場合1人あたり2千円程度補助するなどの制度設計を考え、新たに導入する。そしてこれまでよりも頻繁に同窓会が開催され、旧交をあたためるなかで、設楽町との関わりを継続し、設楽町の現状を情報発信する。そして「町内の行事やイベントの参加要請」「ふるさと納税への協力要請」「Uターン型移住定住の促進」また「婚活支援」など、設楽町の総合戦略に基づく活性化施策と結びつけていく足がかりとしていく。こうした補助金制度の具体的な制度設計及び実施に取り組むべきだと思いますが、どうお考えでしょうか。ただこうした制度は全国的に過疎地帯策としてすでに始められており、本郡豊根村においても平成25年度から実証実験が行われている。それを踏まえ、28年度から本格実施されていることを付け加えますが、設楽町の総合戦略に沿った制度としてさらに充実したものとすべきと思いますが、どうお考えでしょうか。

次に、同窓会補助金制度を有効に機能させるために、その運用にあたっては相談窓口を明確にし、専門の担当者を配置することで開催を支援するとよいと思いますが、どうでしょうか。また設楽町の補助金案内や各種必要なパンフレットなどを同封し、町の広報活動に協力することを条件に、同窓会案内状の発送を支援し、郵送料についても町が負担するようにしてはどうかと思いますが、どうお考えかを問います。

以上で、私の第1回目の質問を終わりますが、今回の2つの質問は設楽町の未来を担う子供たちのための施策の提案でもあります。平成28年度策定された総合戦略の理念に基づいて実現にむけた前向きな御答弁を期待します。以上です。
企画ダム対策課長 ただいま加藤議員から「設楽町独自の給付型奨学金制度の創設について」、それと「町内出身者への同窓会への補助金制度の創設について」という2点の御質問をいただきました。まず、設楽町独自の給付型奨学金の創設につ

きましては、5点質問をいただいておりますので、それにつきまして回答をさせていただきます。

まず個々の質問にお答えする前に、現在、設楽町が行っております子育て施策について説明をさせていただきます。議員の御指摘のとおり、設楽町に住むにあたり通学可能な高校は田口高校と新城市、豊川市にある高校が限界で、この他の高校に通うには下宿または親戚の家に住んでいるのが現状でございます。下宿や遠距離通学することは、保護者の費用負担は大変なものとなってしまいますし、議員のお話にありましたように、少数ではございますが、費用がかかるため子どもの高校進学に伴い家族で転出してしまう方もいると聞いております。ましてや大学になると、ほぼ通学できる大学はなく、アパートなどで下宿となります。こうした状況を少しでも改善するために、町では「高校生の通学費の助成」「高校の下宿及び保育士、保健師等の資格取得のための大学などへの進学の修学資金の助成」を行っております。進学の問題は、子育ての大きな障壁であるかもしれませんが、町全体の子育て支援は出産奨励、紙おむつ代の支給、保育料の軽減、高校生までの医療費の無料化などを実施していますし、この人口規模の町村としては4つの保育園、5つの小学校、2つの中学校があるということは、大きな子育て施策と思います。

それではそれぞれの御質問についてお答えさせていただきます。まず「『しあわせまちづくり修学資金』事業の利用者拡大のための対策について」でございます。最近に新規実績については、平成27年度が4人、28年度が0人、今年度は4人に学資を貸与しております。町外の高校や大学への進学は、生徒や家族で話し合いを行って進路を決めており、必要な方が本制度を利用されていると思いますので、特に利用者が少ないとは考えておりませんし、本町出身の若者の人材育成に大きな役割を果たしていると考えております。一方で町としましては、少子化が進むなか、田口高校の存続に向けた取り組みも必要だと思いますので、利用者の拡大は慎重に行う必要があると考えております。

次に「教育における地域格差が『移住定住対策』に影響を及ぼしているのではないか」という御質問ですが、議員御指摘のとおり、本町では平成27年度に「設楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしました。子育て世代をターゲットとし、特にこの世代の年間10世帯の流入を図ることとしており、この政策目標を達成するためにさまざまな施策を講じているところでございます。昨年度の町の移住施策を利用した移住者の実績につきましては、6世帯13人と、少しずつ成果が表れてきております。議員御指摘のとおり、移住定住対策は、教育も含む多方面での取り組みが必要でございまして、総合計画、総合戦略などのより、町全体で取り組んでいるところでございます。

次に3つ目の「『しあわせまちづくり修学資金』の返済」につきまして、回答いたします。この事業につきましては、町の要領では返済期間は貸与期間の2倍に相当する期間と定められています。仮に高校3年間下宿し、月3万円の貸与を

受けたとすると、3年間で総額1,080千円の貸与となり、返済期間は貸与期間の2倍の6年間となり、返済額は毎月に変換すると15,000円の返済となります。先ほどお答えしましたように、この事業を利用するにあたりましては、御家族で話し合いを行い、必要とされる方が本制度を活用されておりますので、御本人が計画的に返済されていくものであると考えております。

次に4つ目の「給付型奨学金の創設」と5つ目の「その制度の給付条件など」につきましては、関連していると思っておりますので、あわせてお答えさせていただきます。町がおこなっております「しあわせまちづくり修学資金」事業は、所得制限を設けず月額3万円貸付を行っております。卒業後返済が生じますが、町内に住めば2分の1減免することができる制度となっております。現行の制度では、対象となる学生は看護師、保育士、保健師などの資格を取得する必要がありますので、今後、土木や建築関係の資格を加えるなど、この制度の充実を図っていきたいと考えております。なお、給付型奨学金は、今年度から国において給付型の奨学金制度が開始されております。この制度の運用や定着具合などにも注視しながら、議員の非常にインパクトのある御提案につきましては、今後の課題としまして、しっかりと受け止めさせていただきたいと考えております。

次に2つ目の「同窓会補助金制度について」お答えさせていただきます。まず「同窓会補助制度の創設について」でございますが、一度町外に出てしまうと設楽町へ来る機会が減り、年をとればますます来なくなります。同窓会の開催は、設楽町の状況を知っていただくにはよい機会かもしれませんが、町内で開催することで経済効果も見込まれます。しかしながら同窓会については、すでに実施している年代は自主的に実施されており、やらない年代はやっていない状況だと思っておりますので、補助のあるなしが同窓会を開かれる要員ではないと考えられます。また補助金の対象として、判断していくかどうかにつきまして、公共性などを十分に研究し、本町における必要性を見極める必要が出てくると思っております。

「同窓会補助制度における町の開催支援」ということでございますが、同窓会を開催するにあたり大変なことは、名簿作りや案内発送だと思います。名簿には名前、住所、電話番号など個人情報に掲載されておまして、役場の職員が管理していくのは難しいことであると考えております。以上でございます。

- 1 加藤 ただいま丁寧な答弁ありがとうございました。1つ目の奨学金の事柄についてですが、「本当に必要な人はもうすでに借りていますよ」ということでお話ありがとうございました。そのへんの実態がいったいどうなっているのかを、再度調査するお気持ちがあるかどうか。本当に困っている人が今の奨学金制度で本当によいかどうかということ、ぜひお聞きしたいと思っております。よいと思っているかどうかをお聞きしたいと思っております。この議場のおみえになる方々も、おそらく子どもの進学に関わって、こうしたお悩みやそれから進路に関わっての支出費用について、本当に家族で身の細る思いで家計を引き締めつつやってみえた経験がある方もたくさんおみえになるかと思っております。そのへんの、これまでの調査も含めて一度

お調べいただけたらなというふうに思います。

それからもう1点、田口高校の存続に関わっての御発言について、御答弁についてお話をしたいと思います。私も全くそのとおりだとは思いますが、しかし2つの点で大きな誤りがあるのではないかと思います。それは1つ目は、まず子供たちが進路選択をする際に、他の進路に進みにくい状況を継続することで田口高校を存続させるというのは、基本的に誤りがあるかと思えます。それともう1つは、田口高校に対して大変失礼だなと思っております。それは田口高校が中高一貫という愛知県でもまれな制度を導入し、そして新たな魅力的な学科を創設して、独自の努力で今魅力ある学校づくりに努めております。そうした努力を前に、「補助金を出すとそんな田口高校には行きませんよ」というふうな理解にもとれ、私は田口高校の存続は、また新たな魅力を作り出すことでこそ生まれるものではないかというふうに思っております。

それからもう1点ですが、近隣の例も含めてですが、本町では看護師、保健師等の方についての奨学金を出しているという制度については、私も存じ上げておったわけですが、その拡大を図っていく方向性を示していただいたことには感謝したいなというふうに思っています。

それを2番目の大きな件ですが、同窓会制度についてですが、先ほどの御発言の中で「やっている年代はやっているよ」と「やらない年代は補助金があったってやらないよ」というふうな意味合いにとれる御発言をいただいたわけですが、そこを一步押し進めるための制度として、新しい制度設計を町が後押しするような形はできないかということをお聞きしているのであって、そうした立場で「やらんところはやらんでしょうがないじゃん」というふうな立場で考えていくことが、本当にいいのかどうか。アクションプランについて、本当に考えていくならば、そこを一步背中を押すような形にできないかというのが趣旨でありますので、そうした点で御答弁をいただけたらなというふうに思っております。以上です。

企画ダム対策課長 ただいま大きく3点、「奨学金」「田口高校」「同窓会」の件について御質問をいただいたと思いますので、御回答させていただきます。まず奨学金の調査等につきまして、私は個人的なお話は控えさせていただきますけれども、いろいろな御家族がいろいろなお話をされて、国の制度等もございまして、いろいろの制度の活用についてお話をしながら子どもを学校に通わせていると思っております。で、そんななかで、将来的な御返済の話ですとかそういったことも念頭におきながらしっかりと話し合った上で進路を決められておると思っております。

次に、田口高校の魅力化につきましては、私たち役場のほうとしましても、魅力化、大変地域に高校があるということは、進学できる高校があるということは、この地域における人間にとって大変大事なことと考えておきまして、田口高校の魅力化につきまして、たとえばパンフレットを作成したりですとか、今週ですと「お

仕事フェア」。これは田口高校生に限らず、将来を担うこの北設楽郡内の中学2年生のお子さん方にも、「この地元で働く」「こんな仕事がある」というような判断材料として行っていきたいということでありまして、補助金を作っちゃうと、田口高校へ行けなくなるからというような話ではなくて、両方ともうまいことやっていきたいという考えでお答えをさせていただいているところでございます。

次に同窓会の補助ということでございますけれども、制度設計ということでございますけれども、同窓会という機会がございますので、そういった機会、補助のあるなしに関わらず、そういった機会をぜひ活用していただきまして、こういった今設楽町行っているような施策ですとか、そういったことを御在住の方が、特に町外に出られている方に補助金のあるなしに関わらず、同窓会という場を通じて発信していただければありがたいなということを思っております。以上です。

1 加藤 御答弁ありがとうございました。1つ、基本的な考え方として気になることがあって、進路の問題は基本的に親の責任であると。親の責任ということは、経済力も含めてなんです、それが町にとってどれだけの意味があるのかというあたりで、何か違和感を感じているところです。親御さんは本当に先ほども言いましたが、進路で子供たちを、高校ももちろんですが、大学とか短大とか、そういうところへ送り出す際には本当に家計を切りつめて身の細る思いでやってきているわけですが、少なくとも子供たちの教育というのは公的な支援をきちんとすべきであるというのが、この国の考え方でもあるし、また外国へ行っても、やはりそうした理念で公的資金を投入し子供たちを育て、そのことが社会資本として本当に大きな力になって国を発展させていくんだという事例はたくさんあるわけでございます。そうした意味で、町も予算から本当にそうした子供たちの教育に対して、予算を切りつめて絞り出していくというふうな姿勢がなければ、親と同じような気持ちになっていくような姿勢がなければ、本当にこの地域は町長さんが御心配になっているように、消滅の危機もむかえざるを得ないような状況を生み出してしまいう未来が待っているのではないかと、私は大きく危惧しております。予算からいうならば、大変大きな予算を伴うことではございますが、今、先ほど最初の質問で申し上げたように、「今がまさにその好機である」要するにこのダムインパクトの恩恵を、まさに今の住民のためにどう使うかを選択できるこの時期だからこそ、大きな決断をぜひしていただきたいというふうに考えておりますが、町長さん、そのへんでもしお考えがございましたら御答弁をいただきたいですが、お願いします。

町長 加藤議員の子どもの教育、また将来に向けての進路を決定していくための重要なポイントになる視点だということで、そうしたことへ注視していただいたなかでの御質問だというふうに理解をしております。議員が指摘されますようにですね、やはり子どもの立場、そして将来に向けての自分が目指す方向性というものが周囲の環境によって損なわれたり、また自分の意思が通らなかつたりする。決してそんなことがあってはならない時代でもありますし、我々行政としても、そ

うした子供たち、生徒に対して本当にやる気を持った教育が得られるような場面
を、場所を作っていく。そういったことが我々の行政に課せられた大きな責務だ
ろうというふうにも理解をしているところであります。そうしたなかで、この奨
学金制度等も行政としてできる限りの応援をする。応援というかそうした将来に
向けた子供たちへの道筋が開けていけるような、そういう支援をしていかなけれ
ばならないというなかで、こうした制度を設けておるわけでありましてけれども、
やはりそのなかにはなぜ奨学金制度を受けなければならないかという、そういう
状況に、真剣に取り組まなければならない立場の生徒さんまたお子さんについて
はですね、やはりそうした行政の視点不足があるがために「自分の意思が通るこ
とができなかった」「それは残念だ」というふうに思わせては、決してならない
というふうに思います。そういうことからして、やはり意欲のある、希望があっ
て行政にやはりすがらざるを得ない対象となる生徒さんがおみえになれば、やは
りそこは最大限というか、町のほうも力を出してお応えをしていかなければいか
ん。そういう思いであります。したがって、今のこの助成制度がですね不足だと。
またやはりまだまだ足りないんだということがあるとするなら、やはりそういう
ことも検討して少しでも応えていけるような努力をして、それを努力を惜しんで
はならないというふうに思っているところでして、こうした状況をよく理解しな
がら、現状とまたニーズに応じていけるようなことをやはり日々検討しながら、
こうしたことへの力を注いでいかなければならないというふうに思っております。
そして田口高等学校存続ということで、先生が御指摘をしていただいております
ように、北設楽郡中高一貫教育という、これもひとつの魅力、地域としての
やはり子どもが上級の学校へ行くためのひとつの環境としては大変充実したもの
だというふうにも思っております。そうしたなかで、この中高一貫教育があればこそ、
田口高校も魅力化が図られ、さらにこの学校へ行きたい。また行くことが意欲
的な気持ちになってもらえるような魅力化というものを、我々がまだまだこれ
からも広げていかなければいけないということも必要だろうというふうに思
っております。その魅力というのを広げるというのはどこかということになる
かと思えます。これはたとえば今愛知県下のなかにある田口高等学校ならではの
カラー、色、独特のこういった教育方針、またそういう環境、それはたとえば林
業課程があったり、そしてこうした田口高等学校ならではの力というか、他の学
校とは比較して少しずつでもこれだけは違うんだというようなものを、もっとも
っと我々も一緒になって作り上げていく。そういうことが必要であろうというふ
うにも思っておりますし、中央、愛知県の教育委員会のほうへも、田口高等学
校というもののこの存在感、そういったものを我々も訴えていかなければいかん
なというふうにも思っております。そして修学資金の返済等についてもですね、や
はり修学資金として交付をさせていただくことももちろん、必要として応援をし
ていくこともこれからも継続するわけでありましてけれども、それを受けていた
だいて、将来、この町に帰ってきて、この町のために活躍をしてくれる。という

人たちにとっても、またこの資金というものに抵抗感があってはいけないというか、そういったものを町としては寛大なというか、やはり応援という意味で、この町へ戻ってきて活躍ができるような、そんな気持ちにつながっていけばこうした制度を作って交付していくことも、行政としても意義のあることかなと思っております。したがって、やはりこうしたものの利用とそしてあと返済等についての負担というものについても、我々が常に意識を高めるなかで運用方法を講じていかなければいけないなというふうにも理解をするところであります。

そして同窓会の費用等についての助成でありますけれども、この同窓会というひとつのたとえば小学校、中学校、高校のどの学校の単位であっても、この地域に愛着を感じていただいて、そしてこの地域での学校で学んだんだという意識を拡大をしてもらって、社会に出た後にあらためてこうした同窓会等を開催するんだと。その折にいろんな情報だとか、そして地域にあらためて貢献をしてもらえようような、そんなところへの結びつきやできあがっていく同窓会ということであれば、このものに対しての助成、助成というより応援というか、同窓会を行っていくことに対しての行政としての立ち回り、そういったこともよく理解をしながら、今後そうしたことへの意識というか、そういったことも思っていくことが必要かなというふうには思います。費用をいくら還元させてあげるから同窓会やってねとかっていう、そういう単純とってはいけませんが、そういったことをでなしに、やはりこの地域から帰ってきた方々があらためてこの同窓会を通して地域への愛着心がわいてこれるような、そんな場面になればいいかなというふうに思いますので、そういったことへの助成等も考えるということでは必要かなというふうには思います。いずれにいたしましても、加藤議員がやはり今まで教育者としての経験をいろいろな立場で、視点でお考えになって、これからの町のための生徒さんたちへの反映につながっていく。そんな状況ができていけるようにということで、深い意味を持っての御質問だというふうに理解をしております。今後そういったようなことも重視させていただきながら、今申し上げたようなこともあわせて課題として、また検討として、していくこともやぶさかではないというふうに思っているところであります。

- 1 加藤 町長さんから大変力強いお言葉をいただき、その理念を本当に共有できたなというふうに思っております。本当に子供たちがこの設楽町で生まれて、育ってよかったなと思えるようなまちづくりをするために、またこの地から離れた方も設楽町を愛し、サポーターとなっただけのようなそうしたシステム作りにこれからも町としてぜひ御助力いただきたいというふうに思います。ちょっと時間が早いですが、昼一番ですので、早めに終わらせていただきますが、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 これでは、加藤弘文君の質問を終わります。

議長 次に、11 番金田敏行君の質問を許します。

11 金田 議長のお許しをいただきましたので、私からは2件の質問をさせていただきます。約1年半ぶりの一般質問でありますので、少々緊張しておりますが、お聞き苦しいところがあるかと思いますがお許しを願います。また、食後のこの時間、いささか眠くなろうとは思いますが、人間朝起きてから6時間から8時間くらい経ちますと睡魔に襲われるというのが生理現象であるそうですので、この時間がちょうどその時間になるので、健全な身体の方は皆さんそうなるはずだと思います。雑談はさておきまして、1件目は、横山町長の所信表明の中で「なによりも町づくりの基本である住民の意見を取り入れた地域密着型の施策を進めてまいります」との発言についてお聞きします。2件目は、学校給食費の無料化についてをお聞きします。

さて去る10月15日の設楽町長選挙において、多くの町民の御支援、御支持、御賛同を得て、大差で3期目の当選をされましたことにまず持ってお祝お喜び申し上げます。おめでとうございます。さて、その選挙の後、10月31日の臨時議会での所信表明で申されました「何よりも町づくりの基本である住民意見を取り入れた地域密着型政策を進めて参ります」との力強い表明がありました。まさしくそれは、町長が立候補した時の公約の中の一つで、選挙時のリーフレットにも載せられた数ある公約の中の一つであります。そしてそれは多くの町民が我々の話や思いを聞いてほしいと言っていることであります。平成25年の選挙以来、町民との意見交換をする場をなかなか持てなかったことが、今の町民が抱えている不満の一旦ではないでしょうか。選挙直前に町政行政報告会をしてもなかなか町民の意見は出てきません。やはりそういう大きな会場での町民の本当の声はなかなか出ないものだと思います。大きな会場ではなく、小さな会場、集会の方が本当の町民の意見が聞けると思いますが、町長はいかがお思いでしょうか。町長が多忙なことは皆さん承知だと思いますが、しかしながら任期4年間いつも町外に出向いているわけではないはずですが、お疲れのところ大変とは思いますが、町民の意見を聞く場を設けていただき、町行政の参考にしていただければと思いますが、そう思っているのは私だけではないと思います。

そこで質問ですが、今後、横山町政4年間の中で、「いつ」いつ頃ですね、「どのような時期に」「どこで」「どのような形で」町民の意見を取り入れることをしようかとしているのか。その計画はどのようにできているのかをお聞きします。

次に、2件目の質問です。学校給食費の無料化についてをお聞きします。ちょうど5年前の平成24年12月議会の質問で、同僚議員の質問で「子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子育てができるよう、また、少子化対策の推進と定住促進のために学校給食費の無料化を実施する考えはないか」との質問に、「保護者としての責任として相応の負担が必要、財政的なバランスを見ながら考えていく必要がある。提案には今後留意するが、今は学校給食費の無料化の考えはない」との答弁でした。当時の答弁で、「月額給食費は、小学生で約4,500円、中

学生で5,000円ほどで年間総額2,300万円余りの財源が必要である。今は財政的に困難」との説明だったと思います。また、2年前の平成27年3月議会では、重ねて学校給食費の無料化を実施する考えはないかの質問に、さらに「財政的に困難ならば、小中学校生徒の在籍の子供が3人以上いる家庭に対して、3人目以降を給食費を無料化する考えはないか」とお聞きしましたところ、当時の教育長は「平成26年度の見込みとして1,493万円になる。経費と事業効果を考えると疑問である」との答弁でした。また3人目からの無料化では「生活困窮者の実態を把握し、現行の要保護、準要保護児童生徒に対する給食費を含めた教育に必要な経費の援助を続けたい」との答弁でしたが、一方横山町長は「第3子の子供も含め、さらに対象となりうる枠の拡充、例えば2子からでも考慮に入れて給食費の無料化について、今後年度内のある時期をもって実施したいと考えているところでもある。平成27年度から施行される総合教育会議において、町長の思いを伝えて、これの実現に向けて前向きに検討する」との答弁でした。教育長より前向きな答弁でした。平成29年度の見込みですが、少子化に伴い小学生が192名で約864,000円、また中学生は92名で約460,000円、月額1,324,000円となり、総額は1,390万円くらいではないでしょうか。5年前と比べてもかなりの減額となっていると思います、少子化対策の推進と定住促進のために今一度そのお考えをお聞きしますとともに、その後の総合教育会議での経過はどのようになっていたのかをお聞きし、私の1回目の質問とさせていただきます。

町長 答弁を求めるのが町長のみのように記載がされておりますが、まず組織としてこうしたことへの対応策がありますので、まず総務課長からお答えをさせていただきます、その後私から思いを伝えさせていただきます。

総務課長 それではですね、「いつ」「どこで」「どのような形で」町民の意見を聞いて、どのように取り入れる計画、考えなのかについてお答えをさせていただきたいと思います。で、始めにですね、今までの新町になってからの実績を申し上げさせていただきます。平成18年5月に、総合計画を作成する上での意見を聞くため、町内35行政区を3班に分けて12日間でまわりました。平成21年1月にはですね、設楽ダム建設事業の建設同意に関わる説明を4会場で実施しております。平成23年から25年にかけては、毎年11月に行政区長との意見交換会という形で、4会場で実施しております。それから平成26年には、住民との意見交換という形で、11月に田口地区で2回、名倉地区で2回、清嶺地区で2回、津具地区で1回、計7回、いずれも平日の夜に実施をしました。このときは町側から東三河広域連合の設立や設楽ダム事業の現状等を説明し、その後町政への意見交換という形で進めさせていただいております。

次に町民の皆さんとの意見交換会の場の設け方といたしましては、旧町村単位で1回ないし2回程度、また26年には平日の夜ばかりでしたですけれども、昼間だとか土日だとか、町民の皆さんがなるべく参加できるような形で日程を検討してまいりたいというふうに思っております。開催の時期ですけれども、新年度

が始まり業務が少し落ち着き、田植え等も終わった頃になる5月の中旬頃を目安に開催をしたいというふうに思っております。内容としましては、町が平成30年度に実施をしていく重点的な業務を説明し、その内容を踏まえながら町民の皆さんとの意見交換会にしたいというふうに思っております。町民の皆さんから出された意見につきましては、平成30年度の業務に取り入れられるべきものは取り入れていき、また新年度の予算に反映できるものは反映していきたいというふうに思っております。総務課からは以上です。

町長 今総務課長がお答えをさせていただいたように、過去の町民の方々との対話の機会だとか、実際に行った経緯というのをお話をさせていただいたところでありますけれども、基本的に議員の皆様方も私に対していろいろそういう懸念をお持ちになってみえるのかなというふうに思っていることだというふうに、私も理解をしております。それは何かというと、町長、もっと住民の現場というか、町民の人たちの集まりの所へ行って、いろいろな話を聞いたり、語ったりして、そういう状況のなかで、小さなことでも、また重要なことでも、いろいろな形で習得ができたことを町政に反映するべきでないかという、そういう御意向等がおありのなかで、こういう声があがってきておるのだろうというふうに、私も本当にそのとおりでということ、理解をし、受け止めているところであります。「受け止めているわりにやっておらんということだから我々は言うんだ」と、そういうことで言われておることも承知はしますけれども、いずれにいたしましても、時間を作って、地域へ出て行って、話をするという事は基本だというふうにも思いますし、まさに町民の人たちのその意向を確認するには、直接の声を聞くことが大事だというふうにも思っております。そうしたことで、これからの4年間、意を強く、そういうことを高めながらですね、毎年そういう形で実施をしてまいりたいと思っております。時間があるときだとか、ないからだとか、町外に行く時間が多いからだとかっていうことは、理由にはならないというふうに思っておりますので、そういったことも含めて、そうした機会を作っていきたいなというふうにも思います。

そして、総合的に申せばそういうことなんですが、どうやったら出てきてもらえるのかなという。一方で、一生懸命お話をしたくても、場所を作っても、じゃあ少ないから町長行かんでもいいのかと、そういうことではないというふうにも思いますが、どうしたら町民の皆さん方が私とのそういう対話を持ってもらえるような機会を作り上げる方法もいろいろ検討をしながら、そういう場面を設けたいなというふうに思います。

それから2点目の学校給食の問題ですが、これは金田議員が今御質問のなかで、過去のこの問題についても議論がなされ、他の議員からも質問があったことに対して、その経過から内容まで全てここで御質問のなかでいただきました。それ以上、何も私は答えることはありませんし、今までの経過はそのとおりであります。じゃあそのことを受けて、「学校給食を無料化しないということはどういうこと

だ」「すればいいじゃないか」みんなそう思われる。やらないよりやったほうがいい。それから言われるように、若いお父さん、お母さんたちが子どもを育てていくための支援として、給食費は町が全部みますからその分費用の軽減が図られるんだから、子育て支援の充実した町です。それもひとつPRというか、町の色として広くこうやってみんなに理解してもらうための方法かとも思います。しかし私は、ひとつは子どもを育てていく親としての責務というのは、どこかやっぱり自分が働きながら、費用を払って、そして学校の方針のもと、学校の方針というのは給食法というひとつの法律に基づいて、ただ給食を与えて学校で食べさせればいいんだと、そういうことではない。学校で給食をとっていただくという、その意義というのはやはり親としての責務を果たすための、自助努力というものは、やはり親としての責任行為もしていかななくてはいけないだろうというふうには、私も、それもひとつの子育ての大きな力になるだろうというふうにも思います。すべて行政に投げかけて、無料で給食を食べてもらえれば親は助かるかもわからんが、それではやはり学校として、家庭としてのつながりというのはやはりきれてしまうのではないかなというふうにも思うところです。やはりひとつ親の力で、努力で、学校へ行って給食を食べてもらっているのも、お父さん、お母さん働いているもんでだぞってということも、やっぱりひとつの教育の方針としてはわかってもらうことも必要ではないか。単に予算が軽減して、生徒の数が減ったから、予算も当然必要でないだろう。ないというか、軽減が図られておるのだから、軽減が図られておるのであればそれくらいのお金だったら町費で全部出せばいいんじゃないかという議論もあると思います。私は否定はしませんが、やはりその背景にはやはりそういった、やっぱり子どもと親と学校というもののつながりというものも、やはり給食をすることによっての価値観みたいなものも育て上げるとか、理解してもらうことが必要ではないかというふうにも思います。そうしてですね、決して私は拒む気はありません。「絶対どこまでいっても給食費は出さないんだ」何ていうそんなことは申しませんが、やはりそういうこととは別に、やっぱりこういう社会環境のなかで、そういう子供たちを通して見守り、そして給食もしながら、親としての責務を果たしてもらうということも重要なことではないかなというふうにも思っているところでした。しかし一方には、どうしても家庭の事情で、一生懸命、みんな子ども平等で親御さんもがんばってやりたけれども、いろいろな家庭の事情があって、これも苦しい状況があるんだとするのであれば、そこはやはり見捨ててはいかんし、そこは助成もしなければいかんし、一般にみんな一律同じ状況で子供たちがそういう環境で育っていけるようなことは、やっぱり行政としても備えていかなければならないと思っておりますし、そのための助成はきちっとしていかなければいけないというふうことも強く思います。しかし、金田議員の言われることはすごく理解をしますし、やはり設楽町にとってのひとつのカラー、子どもを育てるための行政としての努力、そういったことも惜しまずにやるんだというその意識一点のその姿勢は、私は理解し

ますし、それはやらなければいかん。いかんというか、そういうことはやっぱり見捨てる話ではないというふうに思っております。したがって、そういったことの意味疎通もしながら、おたがい理解もするなかで、今後もこの給食の方針については、給食費の方針については、お互い時期を見計らいながら検討し、またあるときにきちっとそういったことも学校教育委員会のなかで議論をしながら、意見を求めて決めていく必要があるかなというふうに思っております。決して否定はしませんし、地域のために、子どものためになることであつたら、そういうことを、方針をきちっと見定めて、そういった方向性を見出していくことも必要だというふうには理解をしております。しかし今の、現段階では、まず当面はこの状況をもう少し見定めていきたいなと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

- 11 金田 再質問。ちょっと順番が逆になります。先に給食費のことを聞きたいのですが、けれども、今、町長の答弁がありました。そしてですね、最初の質問にもありましたけれども、平成 27 年度から行われます設楽町総合教育会議において、私の思いを伝えてその結論を出したいということで、総合教育会議というのが 27 年度に 3 回ほどやられております。28 年度に 2 回ほどかな、やられております。29 年度は、今もう 12 月ですけど、まだ今回は、本年度はまだ 1 回もやられていないということです。その内容を聞くことはありませんが、それは通告外ですから聞きませんけれども、その 27 年度の第 1 回総合教育会議の場で、町長は当時の教育委員の方に、その学校給食費の無料化についてを質問していると。で、意見を聞いたということは議事録に残っております。で、そのなかで「町長としては子育ての支援の一環として給食費の軽減を図ることを考えている。ただし全員は無理なので提案した案について検討したい」という回答をした。そこでこの場で委員の皆さんの意見を聞きたいということで、教育委員 4 名ですかね、の意見を聞いているわけです。で、ここで、先ほど私が町民の意見を聞いてほしいという、要するに学校給食費の無料化に対して、当事者である保護者の方の意見というのは、なんらかの方法で聞いたのか聞いていないのかを、ちょっとお伺いします。

教育課長 給食費の無料化に関して保護者の意見を聞いたことはございません。

- 11 金田 そこなんです。結局、教育委員 4 名の意見は聞きましたよ。でも先ほど僕が言いました最初の問題です。町民の意見を聞いてください。要するに、今回の場合、この場合だとやっぱり保護者の意見を聞いてください。保護者みんなが「今の給食費制度でいいですよ」と言えば、私はこの問題を二度とあげることはありません。しません。そこでそういう意見を聞く場を、今度はしかる場ではなくても、アンケートでも何でも結構です。そういう場を設ける場を、作っていただきたいと思いますが、今の教育課長の考えどうでしょうか。

教育長 失礼します。ただいまおっしゃられたようなアンケートをすれば、必ず「0 にしてください」と言います。「ただにしてください」と言います。で、そんなアンケートをする必要はどこにあるかというふうに考えますと、答がわかってい

るアンケートをしただけの形になるので、そのへんは、町長も先ほど申し上げたとおり、町の考え方、教育委員会の考え方で、無料化するかどうかというのは決めるべきだと思うし、それを皆さんに聞いて「どうします」っていうようなものではないというふうに考えております。ただ前回のときにも、たぶん私答えさせていただいたと思いますけれども、町長と同じ考え方で、少なくとも義務教育のうち、学校にかかる部分、教材費での部分は全て国費で出ているので、食べる部分、食育の部分を含めて、せめて給食費は親の責任で払いましょうよ。で、少なくとも、本当に払えない人もいますので、事情があって。そういう方にはそれなりの助成が出ておりますし、支援をさせていただいているということで、で、細かい話ですけれども、たとえばですね、給食ができない子もいるんですよ。たとえば極端の話、アレルギーだとか除去食だけでは対応できないそういう方にはお弁当を持ってきていただくんですね。そういうことから言いますと、基本的に食べるものは自分たちで確保していただくというのがひとつと、それから栄養のバランスを考えた、ちゃんと栄養士がついたバランスのいい給食を食べてもらう。美味しい給食を食べてもらうというのが基本的なところでございますので、どうぞ御理解をいただいて、無償化は当然私どももやれたらやりたいと思います。ただそれには、先ほど私が言いましたように、親の責任というのを自覚してもらう必要があるというような、どこかに感じられるといいんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

- 11 金田 たぶんそういう答が返ってくると、僕も思って今聞きました。まさしくその通りの回答がきたわけですけれども、確かにおそらくアンケートをとれば「給食費を無料にしてください」という保護者の意見がくると思います。でも、先ほどもそうですけれども、町民の意見、住民の意見聞いて、その通りやれというのはこれ無理な話です。町行政のやり方があります。それはよくわかっております。ですからあくまでもそれを参考にさせていただきたい。そのとおりにやれじゃなくて、それを参考にさせていただきたいということを強く要望します。で、先ほどの1番の質問に戻りますけれども、定期的に町民の意見を聞く場を先ほど作りますということを、町長言っていただきました。その言葉を私は信じまして、今後4年間、一緒がんばっていきたいと思います。これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

議長 これで、金田敏行君の質問を終わります。休憩をとりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 2時20分までとします。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時20分

議長 休憩前に続き会議を開きます。次に、6番高森陽一郎君の質問を許します。

6 高森 それでは議長のお許しをいただきましたので、私は1点について質問をさせていただきます。こうして一般質問ができるということは、本当に幸せと思います。今までは対決型でばったばったやってきましたが、今回からは改良といいますか、出された案に対して寄り添って。そういうような形が出てますが、皆さんちょっと心配なされるかもしれませんが、せつかくの議案ですからいいふうに、より良き案に仕上げたいと思いますので、御協力、御清聴お願いします。

質問事項1、歴史民俗資料館の展示、運営と将来的展望について。①から⑥まであります。①収蔵品の中で展示の目玉になると考えられるものは何か。②昆虫等の標本が相当数あると思うがこの施設の展示に馴染むのかどうか。③歴史的遺産である古墳の情報はどうのような扱いとなるのか。④図書コーナーにオーディオ機器が設置されていれば町内全域に残る伝統芸能をDVD化して提供できると思うが、そのような企画は期待できるのか。⑤最新の施設には埋蔵文化財センター併設で、土器修復室や化石クリーニング室が外から見えるような仕掛けになっていることが多いが、今の設計図には見当たらないが不要と考えるのか。⑥旧郷土館は螺旋階段、屋根無し構造、エレベータなしと不都合が多かったが、新歴史民俗資料館にはどのような配慮がなされているのか。以上の諸点について答弁を求めます。それでは具体的に入ります。

要旨、平成27年に発表された地上2階地下1階案から劇的な変化を見せた現行案は、道の駅物産館的な外観から歴史、民俗の不思議を探访してみたくなるような外観に変わり、覗いてみたくなるような雰囲気が出て南の玄関口になりうる施設と思われるが、屋根の形状が入母屋の風雪や雨漏れに強い、保存に最適の構造から、雪の重さや台風の強風に対して強度に懸念の残る波状の形状に変更となったことにやや不安の残ることとなった。床延べ面積も2270平米から1992平米と縮小している。今後の収蔵品の増加を考えるとあと100坪300平米程の増床が必須と考えられる。それでは以下の諸点についてあらためて質問させていただきます。①収蔵品の中で展示の目玉になると考えられるものは何ですか。設楽町に特化したような展示物があればよいがどのような方法や方向が考えられるのかお答え願いたい。②昆虫等の標本が相当数あると思うが、この施設の展示に馴染むのかどうか。日本の奥三河に特有の個体ばかりではない標本の展示には特段の配慮が必要と考えられるがいかがか。③歴史的遺産である古墳の情報はどうのような扱いとなるのか。豊川の桜ヶ丘ミュージアムや、安城市歴史博物館では相当のスペースを古墳の紹介に割いている。具体的な展示方法は案としてできているのかどうか。④図書コーナーにオーディオ機器が設置されていれば町内全域に残る伝統芸能をDVD化して提供できると思うが、そのような企画は期待できるのか。この際町内の伝統芸能を収録して後世に残すプロジェクトを推し進めてはいかがか。⑤最新の施設には埋蔵文化財センター併設で、土器修復室や化石クリーニング室が外から見えるような仕掛けになっていることが多いが、今の設計図には見当たらないが不要と考えるのかどうか。安城市の博物館にはあり、またアメリ

カ、アリゾナ、アルバカーキのダイナゾーミュージアムにはただっ広いクリーニング室があり驚いた経験があります。⑥旧郷土館は螺旋階段、屋根無し構造、エレベータなしと不都合が多かったが、つまりこれはすべて雨漏りがするという構造になっておりますので、旧郷土館は雨漏りで大変苦勞されたそうです。湿気が多いということで。それらの反省のうえに、新歴史民俗資料館にはどのような配慮がなされているのか答弁を求めます。以上で第1回の質問を終わります。よろしくをお願いします。

教育課長 それでは高森議員の御質問にお答えしたいと思います。最初の「収蔵品の中で展示の目玉になると考えられるものは何か」という質問ですが、端的に言ってしまえば目玉はありません。言い換えれば、見る側にとっては全てが目玉になってくると思っております。8月の全員協議会の説明で申し上げましたが、奥三河郷土館の培ってきました精神や思いを継承し、ふるさと・設楽の暮らしと心を伝える、あるいは後世に残すといっても過言ではないと思っております。多くの先人の力によって数十年の長きにわたり存続してきた奥三河郷土館は、近代日本の黎明期に中央の民俗学者に触発されながら、失われつつあった生活文化を次の世代にも残すために取り組んできた地道な歩みを、これからも広く語り継がれるべき「設楽らしさ」、この設楽らしさは、全協でもお答えしましたが郷土の大切さを訴えた多くの人々の情熱が蓄積された9万点を超える収蔵資料と言い換えることもできると思っております。この豊富な資料が設楽らしさというふう置き換えられると思っております。したがって収蔵資料の全てが目玉であり、小さな昆虫標本から農機具まで、設楽の暮らしと心を伝える大切な資料となっております。

次の「昆虫等の標本が相当数あると思うが、この施設の展示に馴染むのかどうか」という質問ですが、御質問の意図が具体的に理解できないわけですが、察するところ、歴史民俗資料館という名称からの御質問としてお答えさせていただきます。先ほどの目玉の回答の中でも申しましたが、現在の奥三河郷土館の移築であり、基本的な展示の考え方はそのまま引き継いでいくわけですから、昆虫等の標本も展示していくこととなります。また、今後、新施設の名称等についても決めていかななくてはならないわけですが、文化財保護審議会の意見としては、現名称をそのまま引き継いで「奥三河郷土館」として、愛称、別称などを新たに決めていったらいいのではないかという意見をいただいております。8月の全員協議会の説明で、2階常設展示の概要を説明させていただきました。導入部として設楽の景観を俯瞰的に上から眺められるようにし、常設展示に入るとまず、自然部分として設楽の自然を田口・清嶺・名倉・津具の4つの地域特性、あるいは標高差、水系に着目した設楽の自然を浮き彫りにする展示を考えております。次が歴史・民俗部門で、山間部の厳しい環境下においても古代から連綿と続いてきた名もなき人々の営みと暮らしに焦点を当てた展示としていきます。常設展示の最後は、設楽のまつり歳時記として各地域のまつりを紹介していきます。

このような全体の流れの中で、自然部門には、当然の流れとして設楽の生き物、その他にも収蔵している昆虫などの展示・解説は必要なものと考えております。

3 番目「歴史的資産である古墳の情報は、どのような扱いとなるのか」これも具体的な展示方法はできているのかという質問には、具体的にはお答えできませんけれども、現在、文化財保護審議会の歴史民俗部門のワーキングが、資料の選定を行っております。その展示する資料に基づいて、最適な展示の方法を一つひとつ決めていく作業を、現在、業者とともに進めております。現奥三河郷土館に展示されている古墳の副葬品などは、私の個人的な考え方ですけれども、展示されることになるとは思います。これから具体的に決めていくこととなります。議員も御存知のように、設楽町全体で、破壊されたものも含めて 18 基の古墳が確認されております。全てが古墳時代後期のもので、名倉地域に集中しております。現郷土館では、古墳を造るときのイメージ模型や横穴式の石室などの手作り模型を中心に、副葬品とともに展示しております。新しい資料館の展示は、奥三河郷土館が守ってきた収蔵品の数々を将来にわたり、町の財産として広く認識されるように活用していくことを基本としていますので、古墳についてもわかりやすい展示に心掛けて展示していくことになるとは思っております。

4 番目「図書コーナーにオーディオ機器が設置されていれば町内全域に残る伝統芸能をDVD化して提供できると思うが、そのような企画は期待できるのか」という御質問ですが、議員がおっしゃる図書コーナーを1階の「したらサロン」の一つの機能として答弁させていただきます。このサロンには、図書コーナーの他に8月の全協での資料13ページに記載していますように、映像コーナーも設置していきます。議員提案の民俗芸能の映像配信は、2階の常設展示「民俗芸能の里―祭り―体感映像シアター」のコーナーで実施していきます。当初は国指定の無形民俗文化財である花祭りと田楽を取り上げていきますが、徐々に充実していけるとよいと考えております。したらサロンに設置される映像コーナーでは、奥三河の民俗学を説明できる場所での撮影映像や解説を、その場所や地域の特徴なども交えて解説したり、民話や伝説をイラストや朗読で展開していくことも検討しています。民話は既存の音源や地元の朗読サークルの協力による制作なども検討していきます。

5 番目の「最新の施設には埋蔵文化財センター併設で、土器修復室や化石クリーニング室が外からみえるような仕掛けになっていることが多いが、云々」という質問ですが、結論から申し上げますと不要と考えております。議員は前段で収蔵品の増加を考えると300平米の増床が必要と言われ、ここでは埋蔵文化財センターを併設すべきと言われております。この新しい民俗資料館は、限られた面積と予算の中で、ベストと思える機能を持たせるべく検討してまいりました。また土器の修復などは素人にできるものではなく、その人員配置からも人口5,000人を下回る町でできる話ではないと思っております。議員は、化石のクリーニングに至っては、福井県の県立恐竜博物館をイメージして質問したと思われそうですけれど

も、今後ですね、設楽ザウルスでも発見されれば、その時にその時代の人々に考えてもらいたいと思っていますので、身の丈に合わない埋蔵文化財センターの併設は、現在のところ考えておりません。

6番目の「旧郷土館は螺旋階段、屋根無し構造、エレベータなしと不都合が多かったが、歴史民俗資料館には、新しい資料館にはどのような配慮がなされているのか」ですが、先の全員協議会の道の駅の説明資料に、新奥三河郷土館の平面図もありましたので御存知だと思いますけれども、螺旋階段はありませんし、屋根はちゃんとついております。雨漏り対策も万全にしておるつもりであります。またお客様用のエレベーターもスロープも設置しています。議員のおっしゃる配慮が何に対する配慮か、先ほどは壇上では雨漏りということでしたけれども、雨漏り対策も十分に行う予定であります。障がい者への配慮等は十分にしていきたいと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

6 高森 ありがとうございます。1点ずつ申し上げます。今、設楽の収蔵品が全てが目玉と言われたのですが、私は古い歴史資料館行って感じるのは、下の民俗、要するに生活部門ところがぐしゃぐしゃぐしゃっとすごいなんかこう、毛が逆立つくらいいろいろなものが入っていてびっくりするような、そういう内容なんです。それと古墳時代のこの石器や土器と整然とおくものが納められている古墳の副葬品とか、そういう展示が全然こう、別室な格好で展示しないと難しいと思うのですが、そのなかでやはり、どうしても設楽町に来て、これは見てほしいというのは、私も自分の地元自慢じゃないですけども、やっぱり古墳収蔵品としてはそういう副葬品とそれから古墳の形状、そういうものに対するディスプレイが一番どんと構えててあるといいかなと思うのですが、そういうふうな優劣とか展示の優先順位とか、そういうことは考えておられるのでしょうか。

教育課長 先ほども言いましたように、導入部、まず設楽の風土から、俯瞰図から入って設楽の自然、原生林、人工林、どういう営みで作られてきたのか。その次が旧石器から入ってずっと古墳時代って、時代の流れによって展示をしていく予定ですので、優劣というか、興味のあるところへ行ってもらおうということになると思いますので、たまたま議員は古墳がということですが、その他の興味を持っている方はそれでですので、優劣、順位というのは、特につけている予定はございませんけれども、やっぱり山水景ですとか民俗芸能の宝庫だとか山が三方周だとか、やっぱりよそに誇れるようなことは他の資料に比べたら突出がというか、出色が多いのかなという気がしますが、これも今後審議会と業者のほうでどういう展示が一番ベストなのかということを決めながら、一品一品決めながらやっていきますので、まだどうなるかはわかりませんが、少なくとも今現郷土館にあるように、民具が、非常に豊富な民具が手に触って直に見てもらおうというのが、今の目玉ですけども、そういうことは今後はあまりなくなるということは、基本構想の絵からでも想像できるとおりであります。以上です。

6 高森 今、お話ありましたように、やはり一番設楽町のこの農具というか民具というか、生活の全てが詰まっている、そういう民具とか生活、暮らしの系統のたぶん展示がかなり削られてさっぱりした感じになるんじゃないかと。そのへんがちょっと私も心配なので、やはり新しいそういう資料館に古い場所を作るというのは、ちょっと私も抵抗がありますので、展示するのはきつとクリーニングしてきれいな新品に近い形のそういうディスプレイなさると思うのですが、やはりその導入部をきちとなさってないと、「やだな」とかそういうぞくとしたのはそういう気持ち、来館者がおるといかなので、そのへんもう少しきちと分類して、農具がわかりやすく不潔感がないような、そういうふうな感じの選別をなさることが大事だと思うのですが、そのへんに関しては、だいたい案がおありですか。

教育課長 先ほどからの説明の中に、先人が苦勞して集めて知恵を絞って展示した展示を不潔というのは、私はどうかと思います。以上です。

6 高森 前の郷土館の鈴木富美夫先生の理念、やはり暮らしの道具、道具を大事に。しかもそれを大切に現在に利用して使っていく。そういう現在も利用できる、使える。そういう実習的な、そういうのが必要であると、そういう信念でおられたと思うのですがけれども、そのへんの教育の場の制定とか、そういうことは映像だけでなさるのか。それともいくつかの展示品でおやりになさるのか。そのへんは方針いかがですか。やはり数個の展示品で終わりという形にされるのですか。

教育課長 映像を使えるものは映像を使いますし、新しく作るディスプレイを使って説明するものはありますし、現物を展示して触っていただいてという展示もありますし、その展示に先ほど言いましたように、適した最適な方法で展示を考えて、今、考え出したところで、昨年9月、展示の議会同意をいただきましたので、そこからスタートしておりますので、今、資料、何を展示するんだというのを選定している段階でありますので、どういった展示になるかというのは、まだ、先ほど私がこういう展示になるだろうというのは、基本計画の中で一般的なこういう資料があったらこうなるんだろうということを申し上げたことであって、今後物によってどんどんどんどん展示は変わっていきますし、ディスプレイもこれから決めていくという段階であります。

6 高森 2番にまいります。昆虫の標本ですが、確かあそこにはヘラクレスカブトムシとか、そういう東南アジアのものとそれと南米のものもいくつかあったと思うのですが、そういう展示はこれから地元のものではないということで、特別なそういう展示の企画をもって展示されるか、それとも最初からもう奥三河のものに限定して、昆虫等オオムラサキとかああいうのを出すのか。そのへんはどうですか。ああいう標本は必ず展示してはやっておかないと、しまいっぱなしにするとどうしても傷むというか、そういう可能性があるのでは、そのへんの今後の維持はいかがですか。

教育課長 議員おっしゃるのは、たぶん原田猪津夫のコレクションの話だと思うのですが、すけれども、非常に貴重なものでありまして、ワシントン条約施行後はもう取れないというものばかりでありますので、日本的にも大変珍しい物ばかりでありますので、常設するということは審議会の方も考えていないと思います。特別展等で披露するということになるとと思いますが、先ほども言いましたように、町内に生息する物だけでなく、たぶん比較ですとか、そういった時には温度差が違ふとこんなにも違ふんだよとか、そういった展示もあろうかと思っておりますので、私がこうしますとか、ああしますというのは言えませんので、御了解いただきたいと思っております。

6 高森 3番目の歴史的資産に関してですが、実は設楽町もさっき言ったように、古墳からいろいろありますが、伝統芸能、民具がありますが、安城も実は馬の関係で馬のいろいろなふうなそういう展示物がありますが、不思議と安城行けば馬が神の馬のそういう贈り物はいただけるのですが、いったらほとんどないです、そういうのが。それでなんか立派な、最近できたような馬の模型があつて、それはあるのですが、それは非常にある意味では現代的で端的に馬の歴史を表しているんです。そういう姿があつたんで。なんかこういう展示方法、設楽のほうも民具に関しては取り入れて、新しい現代で作ったそういう民具を展示するというような形でやっていって、古いものを収蔵する形をしていくと、これは我々としても清潔さがあがつてすごいアクセスしやすいと思うのですが、そういうふうなやっばり模刻っていいですかね、そういうところもある程度文化の継承として必要かなと思うんですが、そんなふうな予算とかそういう計画はおありですか。

教育課長 先ほどからなんべんも言いますように、展示は審議会と業者のほうで展示品を決めて、それに最適なディスプレイだとか、たとえばそれを学校教育に、議員おっしゃるように活用するのは民具があつて現代はこれだよと、置き換わっていると、いろいろな展示方法があると思いますが、まだなにぶん決まらなせんので、教育委員会の事務局がああだこうだというところの範ちゅうを出てますので、そういうのがあれば審議会の委員の方に「こういう方法もいいんじゃない」というような提言を、議員のほうからいただければいいのかなというふうに思っています。

6 高森 次いきます。DVDの件ですが、私もあちこちのそういう伝統芸能参加するのですが、町のたすきもって、査定班とかそういうのがなくて、結局地元の年寄りがやっちはだんだん寂れていくという形で、伝統芸能がずっと継承されているのですが、東栄なんかは今外から来た人に積極的にその伝統芸能を習得してもらって、維持保存するだとか、そういうのがありますが、設楽町も原形があるうちに今のいろいろな地区の伝統芸能をDVD化して保存して、それでなおかつこの地域の学校教育のなかにそういう伝統芸能というものを、どこかで鑑賞したり、取り入れたり、学んだりする、そういう場の設定が必要。そのための資料を保存

し、学ぶための場としての資料館であるべきだと思うんですが、そのへんの将来展望はいかがですか。

教育課長 申し訳ありません。高森議員の質問要旨からそこまで読み取れませんでしたので、私の感触から申し上げますと、記録保存はその保存団体、保存団体でやっていますし、今教育委員会のほうでも、過去から、花祭りにしても田楽にしてもはねこみですとか参候祭にしても、やっておりますが、それは記録保存という立場でやっております、伝承ということでは記録をとってあるわけではございませんので、そういう伝承ということに関して、DVDというのはまたこの、あるいは新資料館の大事な大切な使命になると思うのですけれども、今のところはそういう観点で作ってはいないと思いますので、今後の検討課題とさせていただきます。

6 高森 今の点ですけれども、私も津具の資料館に行ってびっくりしたのですが、私が小学校の頃馴染んでいた市川歌右衛門の映像があるとか、そういうふうな驚くようなものが、やっぱりああいう田舎の、津具の収蔵があったのでびっくりしたのですが、映像であると、すぐに理解できる。喋れなくても。そういう形で映像で、くまなく、細かく、くまなく、この町内の伝統的な行事を収録してDVDも最近安くできると思いますので、そういうことを駆使してオーディオのライブラリーを拡充するという形が町として必要だと思いますが、ぜひそのへんのことを課長真剣に考えてください。お願いします。

次いきます。埋蔵文化財、これは確かに土器の修復とか大変ですけど、実際問題、もう設楽町でダム湖底予定地のところの発掘をして、この前もハート形の関東型の土偶が発見されたという記事が出てたのでびっくりしたのですが、こんな田舎でも関東とつながりがあるような、そういう土偶発見されたということ、この地域の埋蔵文化財のレベルが相当高いものであるということが証明されるのです。そういう意味でも、これから今後そういう県から借りたりするにしても、文化財をきちっと自分たちで学んで、地域にやはり、この地域の特性というもの、年代の特性というものを学校の生徒さん学んでいただく、そういう教材として、そういうもの展示するには必要な場所だと思いますので、せっかく作って収蔵品だけで展示で終わりではなくて、そういう内外に向けた情報発信のそういう意味でも、これから収蔵館の歴史的な使命大きくなると思いますので、そのへんに対する意気込みはいかがですか。なんとかやりましようとか、そんなこと考えておられないですか。

教育課長 設楽の風土から入って自然部門を通り抜けると、まず埋蔵文化財の世界と。旧石器から入って縄文、弥生とそれで古墳時代と進んでいくわけですので、当然そこには展示があって、今回発掘された土偶がうちにこれるかどうかはわかりませんが、東海地方で始めてということでもありますので、たとえばそういったのの特別展だとかいうのも考えられますし、これは無限大の可能性がります

ので、いろいろな方法で、智の拠点として、観光を兼ね備えたそういった学べる施設として充実していただきたいと、私もっております。

6 高森 なかなか新しい物を作ると、何をしたいか、かなり予見できないことがたくさん出てきますので、大変でしょうけれども、収蔵している物が過去から現在、現在から未来に近づく。流れるかたちで出てますので、だいたいその展示方法というのはあらかじめわかると思うのですが、しっかりとこの町内の素晴らしい文化財を胸張ってアピールしていただきたと思いますので、展示のほうしっかりお願いします。

最後になりますが、旧郷土館が一番奥のほうに星、天文台じゃないですけど、そういう楕円形の場所があって、そこで星の観察するような、そこまでずっとオープンになっているのですが、やっぱり本当は天文台みたいに開閉式ならよかったのですが、そうじゃなかった、オープンになっているので、そこがちょっとやっぱり将来的には自然といろんなのがしみてきたかなという感じもするのですが、今度エレベータがいくつかできて楽になりますが、やはり今我々もあと10年すると足が痛くなって、それこそ車椅子で資料館に行ったりする形になるときに、やはり今の資料館のように、スロープがあって、非常にエレベータが使いやすい、利便性がいいというのが、これは大変ありがたいことだと思いますので、将来のお客に向けた配慮がしてある点では非常にいいと思います。それで、今度今後のことですが、一言教育長、せっかくおいでるからお願いしたいのですが、この資料館、目玉がないけど、全部が目玉っていう、そういう発想方なんですけど、一回来たら目玉が全部わかったら二度と目玉がないという形では困るので、将来的ななんかそういう展望はなんかおありでしょうか。前もすごい胸張って、これ玄関口にしたいって言ってみえられたのですので、新しい館の開館と同時に、どういうふうな方向を目指しているか、一言お願いします。

教育長 議員、先ほどから新しいこと、新しいこととおっしゃってますけれども、郷土館の移設です。基本的に、で、どうも勘違いされておるような気がしてしょうがないけれども、今ある展示の物を見やすくするという、観光も含めた、お客さんが来てもらえるようなという意向がありますので、先ほどからどうも出ているのが、旧の郷土館が整理がよくないというようなことなんですけれども、あれは課長の方から話がありましたように、9万点という資料を自分たちの力で集めて、周りの農業をやっている方がこんなものがあるから民俗資料館に使ってくださいよと、協力があってできたものです。それを当時の方が自力で展示して、みんなに見せたいと、見てもらいたいと、忘れてはならないぞというような形で、本当に情熱がこもっている所であります。ですから新しいといいますか、移設しても基本的にその過去の生活というか、農業でこんな暮らしをしてきた。山でこんな暮らしをしてきたというのを、次の人たちにつなげていきたい。それが基本ですので、たとえばどこかで、さきほど安城の馬の話だったっけ、そういうのはあるにしても、うちはそういうものは特にないので、たとえば農耕具で牛を使った

とか馬を使ったところあるけれども、それはどこでもあることで、特段それを持ってきてメインにしようという形はなくて、そこにのこぎり一つ、唐箕一つが、それぞれの目玉ですよというような、課長から説明があったと思います。そのとおりです。私、個人的な話は、前にもたぶんさせていただいたと思うのですが、旧の資料館で一番来て喜んでいただいたのが、当時こちらで暮らしていた方、新しい方でなくて、私が子どもの頃ここにこんなのがあったよねという、そういう昔のこと、生活、その唐箕見て、その人が昔のことをどっと思い出している。昔の生活を、「こうだったね」「ああだったね」というふうに振り返ってもらえるというところが、ある意味ねらいなので、そのへんはぜひですね、よそのミュージアムといわれるような、博物館といわれるような、たいそうな物に、たいそうなんて私が言うのもなんですが、期待されても、基本的に私どもはここにあるような、どんな生活があったんだということを伝えていきたいという、それがベースにありますので、それを先ほど言いましたように、前はその文化財の人たちが自力で、ああしてこうして工夫して、もう本当に手間暇掛けてやったんですが、それでなおかつみんなに知らせたいので、ごちゃごちゃした感じはありますけれども、今回はプロに入っていただいて、なりよくというか、見やすいように誘導できるように展示をして、とっかえひっかえやっていけるようなことができればいいなというふうに思っておりますので、ぜひ今ですね、設計の段階で展示の方も、先ほど課長が言いましたとおり、一つひとつ「これはどうしよう」「どこのコンセプトに持っていこう」「これは保存しよう」「これは展示しよう」というような作業をやっていますので、今ここで「ああしろ」「こうしろ」というのは、あくまでも参考にはさせていただきますけれども、実体のないものに答はできませんので、どうぞ御理解をよろしくお願いいたします。

6 高森 最後になりますが、私もアルバカーキのナバホミュージアムに行ったときに、やはりこれは生活文化を全部表していました。要するに小麦から、小麦を入れるバットから、その生活用具から全部。それは非常に、これは新品ばかりなんですけど、それを品よく並べてあって、もう行ったらふっとすごいなって。この人たちは相当高い文明を持ったなということがわかるような、そういう品のいい展示してました。だから私も、古いのもいいのですけれども、古いものの復刻物でもいいですけれども、とにかく来た人が「なんだ汚いね」じゃなくて、「これすごいな」って、手が出るようなそういうふうな展示がどんどん出せていくといいと思う。私、別に何でも新しいのにしろというのではない。残すものは残さんといかんですが、やはり今生きている人が過去へ戻るにはやっぱりあんまり過去の汗のついた、そういうふうな民具ではちょっと入りにくい形もするので、やっぱりディスプレイとしてはきちっと復刻でも結構ですが、きれいな形で、せっかくのきれいな歴史館をね、きれいな格好で展開して行ってほしいと思うのですが、そのことに関して、町長ひとついかがですか。将来的な展望として、当然、町長、山

の風景、背景にここは玄関口になるから立派なそう郷土館にしたいと言ってみえたのですが、一言、未来へ展望というか抱負をお願いします。

町長 今回新しく作りなおそうとするこの歴史民俗資料館、内容等については縷々細かい点いろいろ御心配をしていただく中で、我々教育委員会が中心になって文化財保護審議委員の人、そしてやはり専門的な分野からみて作っていってもらう人、そういう大勢の人のスタッフの力によって、作り上げようとしております。作り上げたものはやはり設楽町へ来ていただく南の玄関口で、やっぱり外からの人が来て、ここを見てもらったときに、設楽町が象徴できるような、そして将来にわたっても本当にこの町の財産として残っていけるような、そういう価値観のある施設にしていきたいというふうに思っております。そうすることによって、やはり将来のこの地域にとって、先ほども申し上げておりますが、多くの人たちが集まっていたき、賑わいの場の中に、そうした設楽町が象徴できるそういう価値ある施設として、これを設けてまいりたいと思っております。みんなの力でもって、そして将来にわたってこの設楽町の財産として価値観のある、そして見ていただく方に感動も与えられるようなそういう施設でありたいということも含めて、この施設を整備してまいりたいと思っております。どうか町民の皆さん方も、皆さんで一緒になって期待をしていただきながら、この施設をよりよい方向で作り上げていただけるとありがたく思っております。町として、総力をあげて作ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。以上です。

6 高森 今、町長から非常に力強いメッセージいただきました。せっかく作る施設ですので、私たちもしっかりと応援していきたいと思っておりますので、展示した以上は、やはり「わあ、すごかったな」「やっぱり今のスタッフはすごいな」って、そういう感銘を与えて、将来に希望の持てるようなそういう施設にしてほしいと思っておりますので、教育長始め皆さん多くの方のひとつ御奮闘お願いしたい。以上で終わります。ありがとうございました。

議長 これで、高森陽一郎君の質問を終わります。

議長 日程第6、報告第8号「専決処分の報告について」を議題とします。本案について、説明を求めます。

副町長 それでは報告第8号「専決処分の報告について」であります。自治法の第180条第1項の規定により専決処分しましたので報告します。1枚はねていただいて、専決処分書及び参考資料のほうを合わせて御覧ください。今回の事故の内容は、賠償の相手方が町道田内梨野線を走行中、浮いていたグレーチングを踏み、跳ね上がったことにより車両左側下部を損傷したことによるものであります。設楽町の過失割合を10割としまして、被害額37,903円の全額を賠償することに決定したことによる専決処分であります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。報告第8号の質疑を行います。質疑はありますか。

2 今泉 ちょっとお聞きしたいですがね、グレーチングと当事車両の因果関係はどのように決定したのかと、また損傷箇所、それと当事車両が合致した状況はどのように検証したのか、お聞きしたいのですが。

総務課長 当事者からの申し出がありまして、現地に行ってグレーチングと当事車両の確認をさせていただきました。で、一応損害賠償保険で対象になりますので、保険会社との相談もさせていただきました。過失割合だとか被害額について話し合いをさせていただいているということで御理解いただきたいと思います。

議長 他にありませんか。

10 田中 今泉議員に関連してですが、走行中にグレーチングをはねて自動車が損傷したら賠償は100パーセントされるということなんですか。町道はかなりそういうことがおきる可能性があります。そのたびに100パーセント補償していくと。管理責任の事情からということなんでしょうか。

総務課長 事例によって、100パーセントになる可能性もあるし、減額率もあるということなんですけれども、今回の場合は路肩にあったグレーチングだったので、100パーセントになりました。たとえば横断上の側溝だと、自分がその部分を目視していますので、そこらへんの過失割合が下がってくると。100パーセントの補償にならないということで、そのへんは一応保険会社との話し合いになるということで、御理解いただきたいと思います。

10 田中 もう少し被害を与えたグレーチングの位置について、もう少しわかるように説明してください。

総務課長 グレーチングの位置については、側溝に被せてあるグレーチングですので、路肩付近になります。で、横断側溝とかそういうなんかだと車道の中にありますので、そこらへんで過失割合が違うということで御理解いただきたいと思います。

議長 他にありませんか。

9 山口 町道でのグレーチングの事故でありますけど、経年劣化と記載されてございます。このグレーチング1つではないはずで、ずっと側溝に沿ってグレーチングあるわけですけど、この事故以降、そのグレーチングに対しての安全度等は調べられましたでしょうか。

建設課長 この事故の通報を受けまして、当路線全て点検をいたしまして、このおきた場所のグレーチングの隣接のグレーチング、接合ですね、つなぎ合わしだとかまた他にも恐れがある場所についても同じように隣どおしのグレーチングとつないではねにくくしました。他の路線につきましても、職員がパトロール等した際に、気がいたらその都度、維持、修繕等で対応しております。以上です。

議長 他にありませんか。

5 金田 課長さんのお答えにちょっと確認ですが、他の場所についても随時点検して、修繕しているっていうお答えでしたか。

建設課長 職員が現場等に出たときに気になったものはその都度、自分たちでできるものはやります。その場でやりますけれども、できない部分は工事等いたしますし、一般の住民の方からの通報等で修繕に入るということもございます

議長 他にありませんか。

5 金田 ちょっとこの件とは離れますが、もう2年くらい待っている場所もあるんですが、住民の方の通報がかなっていないのですが、引き継ぎはないですか。

建設課長 すみません。今ちょっとその具体的な場所がどこかあれなんですけれども、通報いただいて、職員のほうで、現地のほう確認させていただいて、緊急性のあるものから順番にと。やはり予算等がございますので、そのへんはそのような対応をさせていただいております。

議長 他にありませんか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。報告第8号は終わりました。

議長 日程第7 議案第54号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。本案について、説明を求めます。

副町長 議案第54号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。下記に記載します三城富子さんを人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものがあります。本議案は高井要子委員の任期が平成30年3月31日で満了するため、新たに候補者として推薦するため議会の意見を求めるものであります。なお三城さんは現在東栄町の特別養護老人ホームやまゆり荘の施設長として施設運営に携われ、入所者の介護を始め、介護者からの相談への対応、入所者の権利に関する見識が大変高く、地域住民の人権を守る本職の適任者と考え、推薦するものであります。

議長 本案は、人権擁護委員の推薦について議会に意見を求めています。御意見はありませんか。

(意見なし)

議長 意見がないようです。お諮りします。議案第54号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」に対する議会の意見は「適任」としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第54号に対する議会の意見は「適任」とすることに決定しました。

議長 日程第8、議案第55号「財産の処分について」と日程第9、議案第56号「財

産の処分について」を一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは議案第 55 号及び第 56 号の 2 件の財産の処分のついて説明します。設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第 55 号について説明します。処分する財産は設楽ダム湛水区域分の土地及び流木で、所在地は清崎字江ヶ沢地内の山林 3 筆の 5,556.43 平方メートルであります。処分金額は、土地立木合わせて 11,242,226 円で、処分の相手方は国土交通省中部地方整備局設楽ダム工事事務所長であります。

次の、議案第 56 号については、少しめくっていただいて資料 3 の次のページでありまして、処分する財産は町道平野松戸線付替部分の土地及び立木で、先ほど同様清崎字江ヶ沢地内の山林 4 筆の 6,575.26 平方メートルです。処分金額は 12,474,182 円で、相手方は議案第 55 号と同様であります。詳細につきましては、担当課長から説明します。

総務課長 それでは説明のほうさせていただきます。今回売却させていただきます土地は、設楽町清崎字江ヶ沢にある町有林で、先ほど副町長が話をしましたように、国土交通省中部地方整備局設楽ダム工事事務所に売却するものであります。始めに資料 3 を御覧ください。旧林木育種地場付近の土地利用の計画と緑色で町有林の位置がわかるものが載せてあります。設楽ダムの湛水区域となる部分を水色、町道平野松戸線の付替用地となる部分を赤色、山村都市交流施設の区域と林道水呑場線の付替用地が黄色になっております。で、1 枚戻っていただきまして資料 2 は林木育種地場付近の土地境界確定図になっております。同じように町有林の湛水部分を水色、平野松戸線の付替部分を赤色で着色してあります。もう 1 枚戻っていただきますと、用地確定に基づく筆ごとの面積が記載されています。ダム湛水部分には江ヶ沢 5、7、8 番地の一部、合わせまして先ほど言いましたように 5,556.43 平米となります。それにですね、杉、檜、松などの胸高直径 6 センチから 71 センチ、1,022 本の立木を合わせて 11,242,226 円で売却するものです。

また、町道平野松戸線の付替となる部分につきましては、おなじく江ヶ沢の 5、6、7、8 番地の一部を合わせて 6,575.26 平米となります。湛水部分と同様、杉、檜、松などの胸高直径 6 センチから 51 センチまでの 1,348 本と合わせまして、12,474,182 円で売却するものであります。

なお、設楽ダム工事事務所との契約は、いわゆる一山いくらという考え方でありまして、土地と立木合わせた内容で議案書の処分金額になります。また参考までに、土地の平米あたりの単価は 1,200 円となっております。あと、資料 1 のほうを見ていただきますと、6 番地、7 番地の一部 931.96 平米が残るわけですがけれども、この部分については山村都市交流施設の用地となります。またこの用地は下流市との契約になりますけれども、面積、金額は議会要件とはなりませんので、御承知置きいただきたいと思います。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は、1件ごとに行います。議案第55号「財産の処分について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 1つの土地を2つに分けて財産処分するという理由は为什么呢。

総務課長 契約の目的が湛水部分と町道平野松戸線の付替ということで、契約が別個、別個になりますので、2件に分けて処分をさせていただいているということで御理解をいただきたいと思います。

議長 他にありませんか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

10 田中 この財産処分はいいのですけれども、結局ダム建設に伴う財産処分でありまして、反対をいたします。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

9 山口 もうダム事業は前進、前進と進んでおります。今後、この萩平地区ですか、清崎のこの地区は松戸へ抜ける橋とともに大きな地域の、下流の都市計画もありますし、貴重な土地でありますので、高額な金額で購入していただけるということで、1日も早い地域の振興のために賛成をいたします。

議長 他にありませんか。

(なし)

議長 これで討論を終わります。議案第55号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第55号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第56号「財産の処分について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第56号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第56号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第10、議案第57号「東三河広域連合規約の変更について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第57号「東三河広域連合規約の変更について」であります。東三河広域連合規約を変更するため、地方自治法第291条の11の規定により、関係地方

公共団体の議会の議決を求めるものであります。規約の変更理由は、東三河広域連合において、平成 30 年度からの保険者統合による介護保険事業及び地方創生に係る事業を実施するためであります。詳細につきましては、担当課長から説明します。

企画ダム対策課長 この件につきましては、11 月 20 日の議会全員協議会で規約変更のイメージということで、それぞれ事務ごとにおいて御説明をさせていただきました。資料をめくっていただきますと、別紙で変更後の規約を見ていただきたいと思いますけれども、広域連合の処理する事務ということで、介護保険に関する事務が 4 条の第 1 号のアから次のページのケまで、また地方創生に関する事務の追加ということで第 11 号のアとイ、また 17 条では介護保険料ということで変更になっております。また、それぞれの事務に伴います負担につきましては、別表、17 条関係の別表の四角で太く囲ってあるところ、そこに変更で記載されております。以上でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。
(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。議案第 57 号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 57 号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第 11、議案第 58 号「北設広域事務組合格約の変更について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 58 号「北設広域事務組合格約の変更について」規約を変更するため、地方自治法第 290 条の規定により構成地方公共団体の議会の議決を求めるものであります。規約の変更理由は、北設広域事務組合で処理していた介護保険法に基づく介護認定審査会の設置及び運営に関する事務が、介護保険の保険者統合に伴い、東三河広域連合に移管されるためであります。1 枚めくっていただいて、変更する規約であります。その内容は第 3 条の表及び別表から介護保険の認定審査に関する事務及び経費にかかる規定を、それぞれ削るものであります。施行期日は平成 30 年 4 月 1 日で、経過措置としまして、改正後の規定に関わらず共同処理事務の会計処理が終了するまでの間は、共同処理する事務として行うものであります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。
(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。議案第 58 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 58 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第 12、議案第 59 号「設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 59 号「設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」であります。地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出するものであります。改正理由は、地方公務員の育児休業等に関する法律、いわゆる育児休業法の改正に伴い、非常勤職員の育児休業取得期間をあらためるものであります。詳細につきましては、担当課長から説明します。

総務課長 それではすみません。新旧対照表を御覧ください。第 2 条につきましては、法律や条例の規定に基づきまして、育児休業ができない職員を規定するものでありますが、第 3 号の非常勤職員以外の非常勤職員とは、一般職の非常勤職員のうちアからウに該当するものは、育児休業ができるもので、逆に該当しない場合は、該当しない場合の非常勤職員は以外の非常勤職員として、育児休業ができないと読み取ることができる規定であります。なお、本町では一般職の非常勤職員は任用していませんが、仕事と家庭生活が両立できる環境づくりのため、所定の改定を行うものであります。昨年 12 月議会で 1 歳到達日から 1 年経過の日までの間に確実に採用されないものは、該当しない規定の年齢要件を 1 歳 6 か月まで緩和する改正を行いました。今回、それに加えまして、第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日まで緩和するものであります。追加する第 2 条の 4 の内容としましては、1 歳 6 か月到達日に育児休業しているときや、配偶者が地方等育児休業しているときに、その後の期間について育児休業することが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合、規則で定める内容に該当することが必要となっております。なお、規則では、第 3 条の 2 で保育を希望し申込みを行っているが、当面その実施が見込まれない場合等が該当するものとされております。また地方公務員の育児休業等に関する法律の第 2 条第 1 項の但し書きで、条例で定める特別な場合がある場合は、育児休業の期間を延長できる規定が設けられています。3 ページの第 3 条第 1 項第 7 号の規定で今説明させていただきました第 2 条の 4 の内容を追加するものであります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。議案第 59 号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 59 号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第 13、議案第 60 号「設楽町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 60 号「設楽町税条例の一部を改正する条例について」地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出するものであります。改正理由としましては、先の議会全員協議会で、固定資産税の前納報奨金の廃止にかかる経緯及び考え方については、詳細な説明をしていますので、条例の改正などについて説明しますと、該当条文である第 70 条固定資産税の納期前の納付に関する第 2 項の前納報奨金を廃止するため、当該規定を削るものであります。なお、改正条例の施行期日は平成 30 年 4 月 1 日であります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。
(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。議案第 60 号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 60 号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第 14、議案第 61 号「設楽町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 61 号「設楽町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について」です。地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出するものであります。改正理由は所得税法等の一部を改正する法律による所得税法の一部改正により、用語の意味が一部改正されたことに伴うものであります。1 枚めくっていただいて、改正内容としましては、母子家庭、父子家庭の医療費受給資格者の除外規定に該当する第 2 条第 2 項第 1 号中の用語を「控除対象配偶者」から「同一生計配偶者」に改正するものであります。施行期日は平成 30 年 1 月 1 日であります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。
(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。議案第 61 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 61 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第 15、議案第 62 号「平成 29 年度設楽町一般会計補正予算（第 7 号）」から日程第 17、議案第 64 号「平成 29 年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第 2

号)」までを一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。副町長 議案第 62 号「平成 29 年度設楽町一般会計補正予算(第 7 号)」について説明します。今回の補正は、歳入歳出それぞれ 54,279 千円を増加し、総額を 6,382,591 千円とするものであります。それでは 3 ページをお願いします。第 2 表継続費補正については、道の駅清嶺(仮称)の建設事業を平成 29 年度から 31 年度の工事契約の変更を可能とするために、平成 29 年度から 30 年度を平成 29 年から 31 年度とする継続費の年度配分を変更するものであります。続きまして 4 ページの第 3 表地方債補正については、町道大平久柄線改良工事にあらたに過疎債を 9,400 千円追加し、歴史民俗資料館建設事業の進捗状況により、過疎債を 9,400 千円減額するもので、総額に変更はありません。

それでは歳出から説明しますので、補正予算に関する説明書 10 ページ、11 ページをお開きください。まず説明に入る前に、今回の補正予算から右側 11 ページの説明欄に予算を所管する所属名、課名ですね、を記載していますので、御承知置きください。2 款総務費、1 項総務管理費、2 目財産管理費の 15 節工事請負費は、国道 420 号道路改良に伴う旧八雲苑横の公衆トイレ及び休憩所の解体工事費として 3,500 千円補正するものであります。17 節公有財産購入費は、旧矢崎部品社員寮において駐車場用地が実施設計の結果 100 平方メートル不足が生じたので、増額補正するものであります。19 節負担金、補助及び交付金は、旧矢崎部品社員寮の北設情報ネットへの加入が現行 1 世帯分のみで、一般向け賃貸住宅 10 世帯分として利用するために、9 世帯分の北設情報ネットワーク引込工事負担金を補正するものであります。3 目電子計算費の社会保障・税番号システム整備委託料はマイナンバーカードへ旧の氏を記載できる改修仕様書が総務省から明確になったため、全額国庫補助金を財源に改修するための補正であります。次の戸籍システム改修委託料は、本町に本籍をおく者が住所移動する際、戸籍の附表データへの入力および点検作業をミスなく極力合理化するため、当該システムを改修する補正であります。6 目移住定住推進費では、当初予算の若者住宅新築補助金 4 件分に対し、8 件の申請が出されたことにより、不足する 4 件分を増額するものであります。10 目情報通信基盤整備費では、町内 8 施設に設置している W i - F i 機器の通信不具合が複数生じてますので、安定した通信環境を維持するため、機器 8 台を更新する補正であります。2 項徴税费、1 目徴税総務費の 7 節賃金は、申告事務等にかかる事務賃金を 2 か月分増額する補正です。8 節報償費はふるさと納税収納額が当初予算 5,000 千円に対し 8,000 千円が見込まれることに伴い、増額分の 3,000 千円の 30 パーセント相当の 900 千円を増額補正するものであります。続きまして 12 ページをお願いします。3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目障害者福祉費の 20 節扶助費は、障害生活介護サービス費から 4 つ目の障害就労移行支援費までは給付対象者の増による実績見込みに基づき、それぞれ所要額を増額補正するものです。また障害児相談支援費および放課後等デイサービス費は 10 月からの新たな利用申請を支給決定したため、新規に計上す

るものです。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の7節賃金は、名倉児童クラブの利用者増に伴い学童保育指導員賃金に不足が生じたためのものです。23節償還金は、28年度児童手当国庫支出金の額の確定に伴い過年度分償還額を補正するものであります。2目保育園費は、28年度田口宝保育園の保育給付費の確定に伴う、国庫補助金の精算による償還金を新たに計上するものであります。14ページ、3項国民年金事務取扱費、1目国民年金費では、年金局との事務連携を電子媒体化するシステム改修に要する費用で、財源は全額国庫負担金であります。4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費では、可燃ごみ資源回収ボックスの設置要望により、備品として改修物置を1基追加する補正であります。次に19節の住宅用太陽光発電システム設置費補助金は、当初予算3件対し5件の申請がありましたので、2件分を増額するものであります。6目簡易水道費では、特別会計における簡易水道施設の一般修繕費の補正増に伴い、基金繰入金分を除いた額を簡易水道特別会計へ繰り出すための増額補正であります。5款農業水産業費、1項農業費、3目農業振興費では、道の駅清嶺（仮称）について住民が主体となった経営組織を設立するための側面的支援として、専門分野のアドバイザーを招聘するため、報償費を新たに補正するものであります。16ページ7款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路改築費は、町道大平久柄線改良工事に過疎債を9,400千円充当したための財源構成であります。8款消防費、1項消防費、3目消防施設費の備品購入費は、防災行政無線設備のなかで最も中枢である大鈴山中継所の電源バッテリーの使用期限が10年を経過していることから、今後大雪等による倒木での停電等緊急事態が生じた場合、設備停止の事態を招く恐れが生じていますので、電源バッテリー24個を整備する予算であります。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では、特別支援教育支援員の賃金に不足が生じたので、所要額を増額補正するものであります。4項社会教育費、3項文化文化財費、歴史民俗資料館建設事業に係る町債の減額に伴う財源構成であります。18ページ5項保健体育費、3目学校給食調理場費では、1名の調理員が介護休暇を取得したため、臨時調理員に係る賃金を増額補正するものであります。12款諸支出金1項1目積立金では、先ほど徴税費で説明しましたように、ふるさと寄付金基金収納額の3,000千円増額分を基金へ積み立てる補正であります。

それでは続きまして歳入を説明します。4ページ5ページをお願いします。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金の障害者福祉費負担金は、いずれも国庫負担率が2分の1でありますので、歳出の補正額に2分の1を乗じた額を増額補正するものです。4節の保育園費負担金の田口宝保育園に係る運営費負担金は、本年の入所児童等の実績に基づき負担率2分の1を乗じて増額するものであります。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、歳出で説明しましたように、旧の氏の記載対応システム改修費を全額追加する補正であります。2目民生費国庫補助金では、29年度保育所整備交付金要綱が改正され、交付基準額が見直されたため、田口宝保育園建設補助金に増額が生じたので補正するもので

あります。3項国庫委託金、2目民生費国庫委託金は、国民年金事務に係る届出電子媒体化システム改修に要する費用の全額が国庫委託金であるため、新規に補正するものであります。15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金の障害者福祉費負担金は、国庫支出金と同様で、負担率4分の1を乗じた額を補正するものです。7ページ4節児童福祉総務費負担金は、28年度県児童手当負担金の確定に伴う増加分の追加交付額を新たに計上するものです。5節保育園費負担金は、国庫負担金と同様、宝保育園運営費に負担率4分の1を乗じた増額分を補正するものです。2項県補助金、3目衛生費県補助金では、歳出で増額補正した太陽光発電施設導入促進事業2件分を増額補正するものです。16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入は、先の議案「財産の処分」で説明しましたように、設楽ダム関連事業公共補償費として設楽ダム湛水部分及び町道平野松戸線付替部分について、土地と立木にそれぞれ分けて増額補正するものであります。17款寄附金1項1目一般寄附金のふるさと寄附金は、歳出でも説明しましたように、当初見込額を上回る3,000千円を増額補正するものです。8ページ18款繰入金、2項基金繰入金、3目ふるさと寄附金基金繰入金は、平成28年度決算額の確定による補正であります。4目財政調整基金繰入金は、歳入歳出補正の調整額であり、4,561千円の減額補正であります。20款諸収入、4項雑入、4目雑入の2節財産管理費収入は、田峯公衆トイレ及び木造の休憩所の公共補償であります。21款町債、1項過疎対策事業債、6目土木債では、町道大平久柄線改良工事に係る過疎債を補正計上するものです。8目教育債は、歴史民俗資料館建設事業について、町債発行額全体で不要額を減額するため、事業の進捗状況を踏まえ、減額補正するものであります。以上が一般会計の補正予算の概要であります。

続きまして、議案第63号「平成29年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」について説明します。今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,538千円を追加し、総額を690,480千円とするものであります。それでは歳出から説明します。説明書の6ページ7ページをお願いします。2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費では、11月までの給付実績に基づき決算において不足が生じる見込みが生じていますので、所要額を増額補正するものです。4ページの歳入に戻っていただき、歳入は9款繰入金、2項1目基金繰入金は、歳出額の補正額の全額を国民健康保険運営基金から繰り入れるための補正であります。

続きまして、議案第64号「平成29年度設楽町簡易水道特別会計補正予算(第2号)」について説明します。今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,150千円を追加し、総額を511,983千円とするものであります。歳出から説明しますので、説明書6ページ7ページをお願いします。2款事業費、1項1目施設管理費では、鹿島減圧弁及び安全弁の修繕とダム関連の田口及び小松地区の排水管閉栓工事の一般修繕が新たに生じたので、所要額を補正するものであります。歳入について4ページをお願いします。5款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、歳出

補正額 6,150 千円のうち、鹿島減圧弁と安全弁修繕に係る費用を一般会計からの繰入金で財源充当する補正であります。2 項 1 目基金繰入金は、歳出補正額のうち排水管の一般補償に係る閉栓修繕工事費を基金からの繰入金で、財源充当するための補正であります。

以上、一般会計、2 特別会計の補正概要の説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は、1 件ごとに行います。議案第 62 号「平成 29 年度設楽町一般会計補正予算（第 7 号）」の質疑を行います。質疑はありますか。

10 田中 13 ページをお願いします。障害者福祉費の扶助費の関係なんですけれども、この補正は対象者が増えた、入所者が増えたためという説明でありました。で、全部で 12,000 千円余、合計すると大きな金額になっておりますが、これは対象者何人分に該当するのでしょうか。

町民課長 人数の詳細は、持っておりません。これを出しますもとは、10 月までの支出額、その額から現在予算額を鑑みましてこの金額を出させていただきました。

10 田中 そうすると、先ほどの説明、ちょっと不正確だったということで理解してよろしいですか。

町民課長 説明は正確です。人数は増加したために額が増えております。その結果、決算に不足を生じる恐れがありましたので、補正をさせていただきました。

議長 他にありませんか。

5 金田 放課後デイサービスの内容を少し教えてください。概要で結構です。

町民課長 障害児の方が、町外のそういうデイサービス、健常のお子さんが行かれるような放課後に行かれるような所、そういう所に通うための費用でございます。それを今回計上いたしました。10 月に支給決定し、その上の相談支援とも関連しますが、それを通いながらその適切な援助をしていくためにその費用をみております。今年度はとりあえず回数は少ないですが、来年度からはもう少し通えるようにということで、今回これを支給が決定されましたので、計上したものでございます。

議長 他にありませんか。

(なし)

議長 ないようですので、これで質疑を終わります。議案第 62 号は所管ごとに分けて総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 62 号を所管ごとに総務建設委員会と文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 63 号「平成 29 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。議案第 63 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 63 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 64 号「平成 29 年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第 64 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 64 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 以上で、本日の日程は、すべて終了しました。本日は、これで散会します。

散会 午後 3 時 55 分